第10章

対象事業に係る環境影響評価の総合的な評価

第10章 対象事業に係る環境影響評価の総合的な評価

調査、予測及び評価の結果は第10-1表(1)~(29)のとおりである。

本事業の実施に伴う、工事による影響、存在による影響及び供用による影響は、保全措置等により実行可能な範囲で回避・低減が図られていると評価する。

第 10-1 表(1) 環境影響評価総括表(大気質:工事による影響ー資材等の運搬)

環境影響要素 大気質:二酸化窒素・浮遊粒子状物質 環境影響要因 工事による影響(資材等の運搬)

事による影響(資材等の運搬) 現 況

1. 既存資料

●二酸化窒素

現況調査期間の中野局における、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.027ppm であり、日平均値の環境基準 (0.04ppm~0.06ppm のゾーン内又はそれ以下) 及び市の定量目標値 (0.04ppm以下) に適合している。

図中番号	調査地点	用途地域	調査時期	測定日数	測定時間	年平均值	1時間 値の最 高値	日平均 値の年 間98%値	0.0 上0 以下	対値が 4ppm以 .06ppm の日数 の割合	日平 ³ が0.0 を超 日数 の害	4ppm えた とそ
				(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(目)	(%)
2	中野	住	年間	358	8610	0.012	0.064	0.027	0	0	0	0

●浮遊粒子状物質

現況調査期間の中野局の測定結果によると、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は 0.053mg/m³であり、日平均値の環境基準である 0.10mg/m³以下に適合している。

図中番号	調査地点	用途地域	調査時期	測定日数	測定時間	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の2%除外 値	0.20 を 時間	間値が Omg/m3 Bえた B数と O割合	0.10m 超え7	物値が g/m³を た日数 の割合
				(日)	(時間)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(日)	(%)	(日)	(%)
2	中野	住	年間	362	8696	0.017	0. 173	0.053	0	0	0	0

2. 現地調査

●道路沿道大気質

簡易法による沿道地点の二酸化窒素の日平均値の最高値は、地点1が 0.022~ 0.042ppm、地点2が0.014~0.030ppmである。

両地点とも日平均値の環境基準(0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)は満足しているが、地点1の冬季において、市の定量目標値(0.04ppm以下)を1日超過している。

	, NEW 1 15 / 1 / 1 / 1					
図中	調査地点	用途	調査	測定日数	期間平均値	日平均値の最高値
番号	则且 地点	地域	時期	(目)	(ppm)	(ppm)
			冬季	7	0.028	0.042
	蒲生一丁目付近	準工	春季	7	0.028	0.032
1	(臨港道路		夏季	7	0.018	0.022
	蒲生幹線)		秋季	7	0.018	0.026
			四季	28	0.023	0.042
			冬季	7	0.021	0.029
	7. 5 INC		春季	7	0.019	0.023
2	白鳥二丁目付近	住	夏季	7	0.012	0.014
	(県道 139 号)		秋季	7	0.016	0.030
			四季	28	0.017	0.030

※1: 環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下、市の定量目標値は 0.04ppm 以下である。

●道路沿道大気質

工事用資材等の運搬に伴う二酸化窒素の将来環境濃度日平均値は、地点1で0.027986ppm、地点2で0.027268ppm、地点3で0.027468ppmであり、環境基準及び仙台市定量目標値に適合している。また、浮遊粒子状物質濃度日平均値については、地点1で0.053095mg/m³、地点2で0.053026mg/m³、地点3で0.053042mg/m³であり、環境基準に適合している。

予測結果

l		工事	バ	ックグラウン	/ド濃度	将 来		
	予測 地点	関係車両 寄与濃度	一般車両等 寄与濃度	環境濃度	合 計	環境濃度	環境基準	仙台市の
	地点:	(ppm) A	(ppm) B	(ppm) C	(ppm) D=B+C	(ppm) E=A+D		定量目標値
	1	0.000039	0. 000947	0.027	0. 027947	0.027986	0.04~	
	2	0.000043	0. 000225	0.027	0.027225	0.027268	0.06ppm の ゾーン内又	0.04ppm
l	3	0.000047	0.000421	0.027	0.027421	0.027468	はそれ以下	以下

※:バックグラウンド濃度の環境濃度は、主要な輸送経路近傍の一般局(宮城野区中野)における 平成29年11月~平成30年11月の二酸化窒素濃度の日平均値の年間98%値とした。

ı		工事		バックグラウン	ド濃度	将 来	
l	予測 地点	関係車両 寄与濃度	一般車両等 寄与濃度	環境濃度	合 計	環境濃度	環境基準
١	地点	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	
ı		A	В	С	D=B+C	E=A+D	
ı	1	0.000002	0.000093	0.053	0.053093	0.053095	
١	2	0.000003	0.000023	0.053	0.053023	0.053026	0.10mg/m ³ 以下
	3	0.000003	0.000039	0.053	0. 053039	0.053042	

※:バックグラウンド濃度の環境濃度は、主要な輸送経路近傍の一般局(宮城野区中野)における 平成29年12月~平成30年11月の浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値とした。

環境の保全及び創造のための措置

資材等の運搬に伴う大気質への影響を可能な限り低減するため、以下の措置 を講ずることとする。

- ・工事工程等の調整により、工事関係車両台数を平準化することにより、ピーク時の稼働台数を削減する。
- ・工事用車両は、低排出ガス認定車両や低燃費車(燃費基準達成車)の採用に 努める。
- ・蒸気タービンやボイラ等の大型機器は、可能な限りメーカーの工場で組立て て搬入することで、人家近傍を通過する工事関係車両台数を低減する。
- ・工事用車両の点検・整備を適切に行う。
- ・工事に伴い発生する掘削土は、できる限り計画地内で有効利用することにより、残土運搬車両台数を削減する。
- ・ボイラやタービン等の大型機器類は、海上輸送により搬入することにより、 搬入車両台数を減らす。
- ・工事車両の運転者へは、不要なアイドリングや空ふかし、過積載や急発進・ 急加速等の高負荷運転をしないように指導・教育する。
- ・アクセスルートを複数設定することで、工事関係車両の分散を図る。

評 価

●回避・低減に係る評価

環境保全措置として、工事工程の平準化、低排出ガス認定車両や低燃費車(燃費基準達成車)の採用に努めること、大型機器は可能な限りメーカーの工場で組立てて、可能な限り海上輸送すること、工事用車両の点検・整備の適切な実施、作業員教育を実施することにより排ガスの抑制が図られていることから、資材等の運搬に伴う大気質の影響は、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

●基準や目標との整合性に係る評価

工事用資材等の運搬に伴う二酸化窒素の将来環境濃度日平均値は、地点 1 で 0.027986ppm、地点 2 で 0.027268ppm、地点 3 で 0.027468ppm であり、環境基準及び仙台市定量目標値に適合している。また、浮遊粒子状物質濃度日平均値については、地点 1 で 0.053095mg/m³、地点 2 で 0.053026mg/m³、地点 3 で 0.053042mg/m³であり、環境基準に適合している。

したがって、基準との整合が図られているものと評価する。

事後調査計画

- (1) 調 査 項 目:道路沿道の二酸化窒素濃度、一般交通量、工事用車両(台数・ 走行経路)
- (2) 調 査 方 法:簡易法による二酸化窒素、交通量…「8.2 騒音」の現地調査の方法に準拠

工事用車両…現地確認調査及び記録の確認並びに必要に応じ てヒアリング調査を実施

(3) 調査地域等:二酸化窒素、交通量…工事用車両の走行を計画している3地点(地点1~3)

工事用車両…上記3地点(地点1~3)及び計画地内

(4) 調査期間等: 工事用車両の影響が最大となる工事開始後 12 ヶ月目 (2021 年 11 月) の 1 回×7 日間を予定

(1) 調 査 項 目:環境保全措置の実施状況(工事中)

(2) 調 査 方 法: 現地確認調査及び記録の確認並びに必要に応じヒアリング調査を実施する方法

(3) 調查地域等:計画地内

(4) 調査期間等:工事用車両の影響が最大となる工事開始後12ヶ月目(2021

年 11 月)を予定

環境影響評価総括表(大気質:工事による影響ー重機の稼働) 第 10-1 表(2)

環境影響要素 大気質:二酸化窒素・浮游粒子状物質 環境影響要因

工事による影響(重機の稼働)

1. 既存資料

●二酸化窒素

現況調査期間の中野局における、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.027ppm であ り、日平均値の環境基準(0.04ppm~0.06ppm のゾーン内又はそれ以下)及び市の定量目 標値 (0.04ppm 以下) に適合している。

現 況

図中番号	調査地点	用途地域	調査時期	測定日数	測定時間	年平均值	1時間 値の最 高値	日平均 値の年 間98%値	0.0 上0 以下	当均値が 4ppm以 .06ppm の日数 の割合	日平 ³ が0.0 を超。 日数 の害	4ppm えた とそ
				(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)
2	中野	住	年間	358	8610	0.012	0.064	0.027	0	0	0	0

●浮遊粒子状物質

現況調査期間の中野局の測定結果によると、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は 0.053mg/m³であり、日平均値の環境基準である 0.10mg/m³以下に適合している。

図中番号	調査地点	用途地域	調査時期	測定日数	測定時間	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の2%除外 値	0. 20 を 時間	間値が Omg/m3 超えた 引数と O割合	0.10m 超え7	対値が g/m³を た日数 か割合
				(日)	(時間)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(日)	(%)	(日)	(%)
2	中野	住	年間	362	8696	0.017	0. 173	0.053	0	0	0	0

●重機の稼働による大気質

重機の稼働に伴う二酸化窒素の将来環境濃度の日平均値は 0.0338ppm であり、環境基準 及び仙台市定量目標値に適合している。

予測結果

また、浮遊粒子状物質濃度日平均値は、0.0541mg/m3であり、日平均値の環境基準(日 平均値が 0.10mg/m³以下) に適合している。

項目	予測 地点 最寄の人		バックグラ ウンド濃度 (ppm) B		環境基準	仙台市の 定量目標値
二酸化窒素	最寄の人 家地点 B	0.068	0.027	0.0338	0.04~0.06ppm のゾーン内又は それ以下	0.04ppm 以下

注:バックグラウンド濃度は、一般局の中で対象事業実施区域に最も近い中野局における平成29 年12月~平成30年11月の二酸化窒素濃度の日平均値の年間98%値とした。

項目	予測 地点	重機 寄与濃度 (mg/m³) A	バックグラ ウンド濃度 (mg/m³) B	将 来 環境濃度 (mg/m³) A+B	環境基準
浮遊粒子状 物質	最寄の人 家地点 B	0.0011	0.053	0.0541	0.10mg/m³以下

注:バックグラウンド濃度は、一般局の中で対象事業実施区域に最も近い中野局における平成29 年12月~平成30年11月の浮遊粒子状物質の2%除外値とした。

環境の保全及び創造のための措置

重機の稼働に伴う騒音への影響を可能な限り低減するため、以下の措置を講 ずることとする。

- ・工事工程等の調整により、重機の稼働台数を平準化することにより、ピーク 時の稼働台数を削減する。
- ・重機の使用については、排ガス対策型建設機械をできる限り使用する。
- ・蒸気タービンやボイラ等の大型機器は、可能な限りメーカーの工場で組立て て搬入することで、重機の稼働時間を短縮する。
- 重機の点検・整備を適切に行う。

評 価

●回避・低減に係る評価

本事業の実施にあたっては、工事工程の平準化、可能な限り排ガス対策型建 設機械を使用すること、大型機器は、可能な限りメーカーの工場で組立てて搬 入することで、重機の稼働時間を短縮すること、建設機械の点検・整備の適切 な実施、作業員教育を実施することにより排ガスの抑制が図られていることか ら、重機の稼働に伴う排ガスの影響は、実行可能な範囲内で影響の低減が図ら れているものと評価する。

●基準や目標との整合性に係る評価

重機の稼働に伴う二酸化窒素の将来環境濃度の日平均値は 0.0338ppm であ り、環境基準及び仙台市定量目標値に適合している。また、浮遊粒子状物質濃 度日平均値は、0.0541mg/m3であり、日平均値の環境基準(日平均値が 0.10mg/m3 以下) に適合している。

したがって、基準との整合が図られているものと評価する。

事後調査計画

- (1) 調 査 項 目:二酸化窒素、浮遊粒子状物質、気象、重機の稼働状況
- (2) 調査方法: 大気質及び気象は「8.1 大気質」の現地調査の方法に準拠 重機の稼働状況…現地確認調査及び記録の確認並びに必要に 応じてヒアリング調査を実施
- (3) 調査地域等: 大気質…調査地点は以下の2地点とする。
 - ・地点 B (最寄の人家付近) 又は地点 a (第 11-1 図参照)
 - 重機の稼働状況…計画地内
- (4) 調査期間等: 重機の稼働台数が最大となる工事開始後11ヶ月目 (2021年10月)の1回×7日間(168時間)を予定
- (1) 調 査 項 目:環境保全措置の実施状況(工事中)
- (2) 調査方法:現地確認調査及び記録の確認ならびに必要に応じてヒアリン
 - グ調査を実施する方法
- (3) 調査地域等:計画地内
- (4) 調査期間等:現地確認調査…重機の稼働の影響が最大となる工事開始後
 - 11ヶ月目 (2021年10月を予定)
 - 記録の確認・ヒアリング調査…適官実施

第 10-1 表(3) 環境影響評価総括表(大気質:工事による複合的な影響ー資材等の運搬及び重機の稼働)

環境影響要素 大気質:二酸化窒素・浮遊粒子状物質 環境影響要因 工事による複合的な影響(資材等の運搬及び重機の稼働) 現 況

1. 既存資料

●二酸化窒素

現況調査期間の中野局における、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.027ppm であり、日平均値の環境基準 (0.04ppm~0.06ppm のゾーン内又はそれ以下) 及び市の定量目標値 (0.04ppm以下) に適合している。

図中番号	調査地点	用途地域	調査時期	測定日数	測定時間	年平均値	1時間 値の最 高値	日平均 値の年 間98%値	0.0 上0 以下	対値が 4ppm以 .06ppm の日数 の割合	日平 が0.0 を超 日数 の害	4ppm えた とそ
7		域		(目)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(目)	(%)	(目)	(%)
2	中野	住	年間	358	8610	0.012	0.064	0.027	0	0	0	0

●浮遊粒子状物質

現況調査期間の中野局の測定結果によると、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は 0.053mg/m³であり、日平均値の環境基準である 0.10mg/m³以下に適合している。

図中番号	調査地点	用途地域	調査時期	測定日数	測定時間	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の2%除外 値	0. 20 を 時間	間値が Omg/m3 超えた 引数と O割合	0.10m 超え7	対値が g/m³を た日数 の割合
				(日)	(時間)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(日)	(%)	(日)	(%)
2	中野	住	年間	362	8696	0.017	0. 173	0.053	0	0	0	0

●合成予測地点及び合成予測値

大気質の複合影響の予測地点は、計画地から 1km 以内の道路沿道大気質を予測する地点 1 及び地点 3 及び重機の稼働における影響を受ける最寄の人家の地点 B の 3 地点とした。

予測結果

工事による二酸化窒素の複合的な環境濃度の予測値は地点 1 が 0.032186ppm、地点 3 が 0.034068ppm、地点 B が 0.033886ppm であり、環境基準及び仙台市定量目標値に適合している。また、浮遊粒子状物質の環境濃度の予測値は地点 1 が 0.053295 mg/m³、地点 3 が 0.053942 mg/m³、地点 B が 0.054108mg/m³であり、日平均値の環境基準に適合している。

濃度	地点	沿道 ⁶ 現況 濃度 A	か日平均値子 寄与 濃度 B	·測結果 将来 濃度 C=A+B	重機 寄与濃度 D	複合 予測 〔評価値〕 E	環境基準	仙台市の 定量目標
	地点 1	0.027947	0.000039	0. 027986	0.0042	0. 032186	0.04∼ 0.06ppm	
二酸化窒素 (ppm)	地点 3	0. 027421	0. 000047	0. 027468	0.0066	0. 034068	のゾーン内又はそ	0.04ppm 以下
(ррш)	地点 B	0. 027078	0. 000008	0.0027086	0.0068	0. 033886	れ以下	

濃度	地点	沿道の 現況濃度	り日平均値予 寄与濃度	測結果 将来濃度	重機 寄与濃度	複合予測 [評価値]	環境基準
1000 /20	地点	A	В	C=A+B	D D	E	жува-
浮遊粒子状物	地点1	0. 053093	0.000002	0. 053095	0. 0002	0. 053295	
質	地点3	0. 053039	0.000003	0. 053042	0. 0009	0.053942	0.10mg/m³ 以下
(mg/m^3)	地点 B	0.053007	0.000001	0. 053008	0.0011	0.054108	W.F.

注:現況濃度は主要な輸送経路近傍の一般局(宮城野区中野)における平成29年11月~平成30年11月の二酸化窒素濃度の日平均値の年間98%値又は浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値とした。

環境の保全及び創造のための措置

工事に係る資材等の運搬及び重機の稼働に伴う大気質の複合的な影響を可能な限り低減するため、それぞれの措置を講ずることとする。

評 価

●回避・低減に係る評価

本事業の実施にあたっては、工事用資材等の運搬については、工事工程の平準化、車両の点検・整備、作業員教育を実施すること、重機の稼働については、工事工程の平準化、可能な限り低振動型建設機械を使用すること、建設機械の点検・整備、作業員教育を実施することにより排気ガスの抑制が図られていることから、資材等の運搬及び重機の稼働に伴う大気質の複合的な影響は、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

●基準や目標との整合性に係る評価

工事による二酸化窒素の複合的な環境濃度の予測値は地点 1 が 0.032186ppm、地点 3 が 0.034068ppm、地点 B が 0.033886ppm であり、環境基準及び仙台市定量目標値に適合している。

また、浮遊粒子状物質の環境濃度の予測値は地点1が $0.053295 \, \text{mg/m}^3$ 、地点3が $0.053942 \, \text{mg/m}^3$ 、地点Bが $0.054108 \, \text{mg/m}^3$ であり、日平均値の環境基準に適合している。

したがって、基準との整合が図られているものと評価する。

事後調査計画

- (1) 調 査 項 目:二酸化窒素、浮遊粒子状物質、気象、重機の稼働状況
- (2) 調 査 方 法: 大気質及び気象は「8.1 大気質」の現地調査の方法に 準拠重機の稼働状況…現地確認調査及び記録の確認並

びに必要に応じてヒアリング調査を実施

- (3) 調査地域等: 大気質…調査地点は以下の1地点とする。
 - ・地点 B(最寄の人家)又は地点 a(第 11-1 図参照) 重機の稼働状況…計画地内
- (4) 調査期間等: 重機の稼働と同じ時期を予定
- (4) 調査期間等: 単機の稼働と同し時期を予定 (1) 調 査 項 目:環境保全措置の実施状況(工事中)
- (2) 調査方法:現地確認調査及び記録の確認ならびに必要に応じてヒ
 - アリング調査を実施する方法
- (3) 調査地域等:計画地内
- (4) 調査期間等:重機の稼働と同じ時期を予定
 - 記録の確認・ヒアリング調査…適宜実施

環境影響評価総括表(大気質:供用時による影響ー施設の稼働) 第 10-1 表 (4)

大気質:二酸化硫黄,二酸化窒素,浮游粒子状物質,微小粒子状物質(PM2.5) 環境影響要因 供用による影響(施設の稼働) (重点化項目、但し PM2.5 は簡略化項目)

現 況

1. 既存資料及び現地調査

現況調査期間(2017年12月~2018年11月)における福室及び中野の二酸化硫黄の日平均 値の年間 98%値は 0.002ppm であり、日平均値の環境基準 (0.04ppm 以下) に適合している。

図中番号	調査地点	用途地域	調査時期	測定 日数	測定 時間	期間 平均値	1時間値の 最高値	日平均値 の最高値	日平均値の 2%除外値
留り	地点	坦埃	时朔	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)
b	耳取	住	四季	28	772	0.001	0.022	0.003	_
С	八幡	住	四季	28	772	0.001	0.019	0.004	_
1	福室	住	年間	338	8168	0.000	0.028	0.006	0.002
2	中野	住	年間	361	8620	0.001	0.017	0.003	0.002
3	蒲生	準	四季	28		0.001	0.004	0.011	_

●二酸化窒素

●二酸化硫黄

現況調査期間の福室及び中野の二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.022~0.027ppm であり、両地点とも日平均値の環境基準(0.04ppm~0.06ppm のゾーン内又はそれ以下)及 び市の定量目標値 (0.04ppm以下) に適合している。

図中番号	調査地点	用途地域	調査時期	測定 日数	測定 時間	期間 平均値	1時間値の 最高値	日平均値 の最高値	日平均値の 年間98値
留力	地点	地坝	时别	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)
b	耳取	住	四季	28	772	0.017	0.060	0.029	_
С	八幡	住	四季	28	772	0.010	0.080	0.032	_
1	福室	住	年間	360	8621	0.009	0.061	0.029	0.022
2	中野	住	年間	358	8610	0.012	0.064	0.032	0.027
3	蒲生	準	四季	28	-	0.009	-	0.023	_

●浮遊粒子状物質

現況調査期間の福室及び中野の浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は 0.036~ 0.053mg/m³であり、両地点とも日平均値の環境基準である0.10mg/m³以下に適合している。

図中	調査	用途	調査	測定 日数	測定 時間	期間 平均値	1時間値の 最高値	日平均値 の最高値	日平均値の 2%除外値
番号	地点	地域	時期	(日)	(時間)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(mg/m^3)
b	耳取	住	四季	28	772	0.017	0.077	0.044	_
С	八幡	住	四季	28	772	0.015	0.063	0.041	_
1	福室	住	年間	358	8647	0.012	0.084	0.047	0.036
2	中野	住	年間	362	8696	0.017	0.173	0.073	0.053
3	蒲生	準	四季	28	-	0.031	0.184	0.059	_

予測結果

1. 年平均値:二酸化硫黄が0.000042~0.001100ppm、二酸化窒素が0.009050~0.017134ppm、 浮遊粒子状物質が 0.015055~0.031013mg/m³と予測され、蒲生干潟及び七北田川河口の浮遊粒 子状物質を除くと、環境基準の年平均値相当値及び市の定量目標値に適合している。

(年平均値)

●施設の稼働

		二酸化硫黄	Ę	二酸化	室素	浮遊粒子状物	7質
図中番号	評価対象 地 点	将 来 環境濃度	環境基 準の年 平均相 当値	将来環境濃度	環境基準の年 平均相当値 (仙台市定量 目標値)	将 来 環境濃度	環境基準 の年平均 相当値
		(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(mg/m^3)	(mg/m^3)
b	耳取2号公園	0.001039(2.8)		0.017081(0.4)		0. 017020 (0. 1)	
С	八幡 4 号公園	0.001100(0.9)		0.010221(0.2)	0.021	0. 015055 (0. 0)	
1	福室	0.000042(52.0)	0.020	0.009076(0.5)	~0.034 のゾーン内	0.016019(0.1)	0.030
2	中野	0.001032(2.1)	以下	0.013068(0.4)	又はそれ以下	0.016017(0.1)	以下
3	蒲生干潟等	0.001020(1.0)		0.009050(0.2)	(0.021以下)	0.031013(0.0)	
最力	、着地濃度地点	0.001059(4.6)		0.017134(0.6)	(11 122 91 17	0.017033(0.2)	

※将来環境濃度には先行する発電所の累積的影響が含まれている。

2. 日平均値: 二酸化硫黄が最大値となる福室は0.006026ppm、二酸化窒素が最大となる八幡4 号公園は0.32338ppm、浮遊粒子状物質が最大となる中野は0.073000 mg/m³と予測され、環境基 準の年平均値相当値及び市の定量目標値に適合している。なお、日平均値の予測値は、寄与高 濃度日及び実測高濃度日の予測を実施したが、将来環境濃度が大きいほうを示している。

(日平均値)

		二酸化	.硫黄	二	酸化窒素	浮遊粒子状物質		
図中番号	評価対象 地 点	将来環境濃度	環境基準	将来環境濃度	環境基準又は (仙台市定 量目標値)	将来環境濃度	環境基準	
		(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	
b	耳取 2 号公園	0.003367		0. 029780	0.04から 0.06	0.044191		
С	八幡 4 号公園	0.004159	0.04017	0. 032338	の範囲内又は	0.041083	0.1	
1	福室	0.006026	0.04以下	0.029040	それ以下	0.047042	以下	
2	中野	0.003000		0.032003	(0.04ppm以下)	0.073000		

3. 1時間値:特殊気象条件時の予測結果は、二酸化硫黄が 0.0039~0.0251ppm、二酸化窒素 が 0.0108~0.0544ppm、浮遊粒子状物質が 0.0180~0.0480mg/m³と予測され、環境基準、短期暴 露の指針値及び市の定量目標値相当値に適合している。

(1 時間値)

	二酸化	/硫黄		 酸化窒素	浮遊粒-	子状物質
評価対象 地 点	将 来 環境濃度	環境基準	将来環境濃度	短期暴露指針値 (仙台市定量 目標値相当値)	将 来環境濃度	環境基準
	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(mg/m^3)	(mg/m^3)
逆転層形成時	0.0077 (0.0337)		0. 0181 (0. 0761)		0. 0480 (0. 1760)	
煙突ダウンウォッシュ 発生時※	0.0039 (0.0299)		0. 0108 (0. 0679)	0.1~0.2 の範囲又は	0. 0180 (0. 01740)	
建物ダウンウォッシュ 発生時	0. 0251 (0. 0531)	0.1以下	0. 0544 (0. 1174)	それ以下 (0.1以下)	0. 0401 (0. 1861)	0.2以下
フュミゲーション発生時	0. 0155 (0. 0395)		0. 0274 (0. 0884)		0. 0400 (0. 1790)	

注.1.()内はバックグラウンド濃度を1年間の1時間値の最大値とした濃度である。

2. ※煙突ダウンウォッシュ発生時は海側及び陸側の将来環境濃度の大きいほうを示した。

環境の保全及び創造のための措置

施設の稼働に伴う二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質への影 響を可能な限り低減するため、以下の措置を講ずることとする。

- ・燃料として使用する木質ペレット等(バイオマス燃料)は、硫黄、窒 素及び灰分など基準に沿った良質の燃料を用いることにより、排出ガ ス濃度を低減する。
- ・排ガス濃度を可能な限り下げるように、含有物質の性状等に配慮した 良質な燃料の調達に努める。
- ・排ガス処理設備として、脱硫・脱硝装置及びバグフィルターを設置し、 適切な運転管理及び定期点検を行うことにより、排ガス処理効率を高 く維持し、排ガス濃度を低減する。
- ・定期的な設備の点検・整備を行うことにより、排出ガス濃度を基準値 内に抑える。
- ・排出ガス濃度については、ばい煙発生施設に硫黄酸化物、窒素酸化物、 ばいじんの排出濃度等に関わる自動測定装置を設置し、常時監視を行

評 価

●回避・低減に係る評価

本事業の実施にあたっては、良質な燃料を使用すること、排ガス処理 設備を設置、適切な運転管理、定期的な点検・整備の実施、排ガス濃度 の常時監視を実施することにより排ガスの抑制が図られていることか ら、施設の稼働に伴う排ガスの影響(微小粒子状物質(PM2.5)を含む)は、 実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

●基準や目標との整合性に係る評価

施設の稼働に伴う二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の将来 環境濃度(蒲生干潟及び七北田川の浮游粒子状物質の年平均値を除いて) は、それぞれ、環境基準の年平均相当値、環境基準、短期暴露の指針値、 市の定量目標値等に適合している。一方、蒲生干潟等(及び七北田川) の浮遊粒子状物質の年平均値は、環境基準の年平均相当値(0.030mg/m³) を超えているが、寄与率は0.0%と小さい。

したがって、基準との整合が図られているものと評価する。

事後調杳計画

- (1) 調 査 項 目:一般環境中の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物 質及び微小粒子状物質(PM2.5)濃度
- (2) 調査方法: 大気質・気象の調査方法…「8.1 大気質」の現地調査方 法に準拠する。

施設の稼働状況…記録の確認並びに必要に応じてヒア リング調査を実施

- (3) 調査地域等: 大気質…調査地点は以下の2地点とする。
 - 地点b(耳取2号公園)
 - ・地点 c (八幡 4 号公園)

気象…「8.1 大気質」の現地調査地点又は事業計画地等 施設の稼働状況…計画地内

- (4) 調査期間等:施設の稼働が定常状態になった時期(2023年9月以 降) の4季×7日間(168時間連続)を予定
- (1) 調 査 項 目:環境保全措置の実施状況(供用時)
- (2) 調 査 方 法: 現地確認調査及び記録の確認並びに必要に応じヒアリ

ング調査を実施する方法。

(3) 調査地域等:計画地内

(4) 調査期間等:現地確認調査…施設の稼働が定常状態になった時期

2024年8月以降を予定する。

第 10-1 表(5) 環境影響評価総括表(大気質:供用による影響-資材・製品・人等の運搬・輸送)

環境影響要素 大気質:二酸化窒素・浮遊粒子状物質

環境影響要因 工事による影響(資材・製品・人等の運搬・輸送)

現 況

1. 既存資料

●二酸化窒素

現況調査期間の中野局における、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.027ppm であり、日平均値の環境基準 (0.04ppm~0.06ppm のゾーン内又はそれ以下) 及び市の定量目標値 (0.04ppm以下) に適合している。

図中番	調査地点	用途地	調査時期	測定日数	測定時間	年平均値	1時間 値の最 高値	日平均 値の年 間98%値	0.0 上0	均値が 4ppm以 .06ppm の日数	日平 ³ が0.0 を超。 日数	4ppm えた
号		域							とそ	の割合	の害	合
				(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(目)	(%)
2	中野	住	年間	358	8610	0.012	0.064	0.027	0	0	0	0

●浮遊粒子状物質

現況調査期間の中野局の測定結果によると、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は 0.053mg/m³であり、日平均値の環境基準である 0.10mg/m³以下に適合している。

区中	中	調査地点	用途地域	調査時期	測定日数	測定時間	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の2%除外 値	0.20 を 時間	間値が Omg/m3 超えた 別数と O割合	0.10m 超え7	均値が g/m³を た日数 の割合
					(日)	(時間)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(日)	(%)	(日)	(%)
2	2)	中野	住	年間	362	8696	0.017	0. 173	0.053	0	0	0	0

2. 現地調査

●道路沿道大気質

簡易法による沿道地点の二酸化窒素の日平均値の最高値は、地点1が 0.022~ 0.042ppm、地点2が 0.014~0.030ppm である。

両地点とも日平均値の環境基準(0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)は満足しているが、地点1の冬季において、市の定量目標値(0.04ppm以下)を1日超過している。

図中	調査地点	用途	調査	測定日数	期間平均値	日平均値の最高値
番号		地域	時期	(目)	(ppm)	(ppm)
			冬季	7	0.028	0.042
	蒲生一丁目付近		春季	7	0.028	0.032
1	(臨港道路	準工	夏季	7	0.018	0.022
	蒲生幹線)		秋季	7	0.018	0.026
			四季	28	0.023	0.042
			冬季	7	0.021	0.029
			春季	7	0.019	0.023
2	白鳥二丁目付近	住	夏季	7	0.012	0.014
	(県道 139 号)		秋季	7	0.016	0.030
			四季	28	0.017	0.030

※1: 環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下、市の定量目標値は 0.04ppm 以下である。

●道路沿道大気質

資材等の運搬に伴う二酸化窒素の将来環境濃度日平均値は、地点1で0.027976ppm、地点2で0.027233ppm、地点3で0.027426ppmであり、環境基準及び市の定量目標値に適合している。また、浮遊粒子状物質濃度の日平均値は、地点1で0.053095mg/m³、地点2で0.053024mg/m³、地点3で0.053039 mg/m³であり、環境基準に適合している。

予測結果

	供用時		バックグラウン	ド濃度	将 来		
予測 地点	関係車両 寄与濃度	一般車両等 寄与濃度	環境濃度	合 計	環境濃度	環境基準	仙台市の 定量目標値
地流	(ppm) A	(ppm) B	(ppm) C	(ppm) D=B+C	(ppm) E=A+D		疋里口
1	0.000006	0.000970	0.027	0.027970	0. 027976	0.04∼ 0.06ppm	0.04
2	0.000008	0.000225	0.027	0.027225	0. 027233	のゾーン内又はそれ以	0.04ppm
3	0.000005	0.000421	0.027	0.027421	0. 027426	大はてれ以下	以下

※:バックグラウンド濃度の環境濃度は、主要な輸送経路近傍の一般局(宮城野区中野)における 平成29年11月~平成30年11月の二酸化窒素濃度の日平均値の年間98%値とした。また、一般車 両には、他事業のPKS輸送車両72台の影響を考慮している。

l		供用時		バックグラウン	/ド濃度	将来	
	予測 地点	関係車両 寄与濃度	一般車両等 寄与濃度	環境濃度	合 計	環境濃度	環境基準
	地点	(mg/m³) A	(mg/m³) B	(mg/m³) C	(mg/m³) D=B+C	(mg/m³) E=A+D	
	1	0.000000	0.000095	0.053	0. 053095	0.053095	
	2	0.000001	0.000023	0.053	0.053023	0.053024	$0.10 \mathrm{mg/m^3}$
	3	0.000000	0. 000039	0. 053	0. 053039	0. 053039	

※:バックグラウンド濃度の環境濃度は、主要な輸送経路近傍の一般局(宮城野区中野)における 平成29年12月~平成30年11月の浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値とした。また、一般車両 には、他事業のPKS輸送車両72台の影響を考慮している。

環境の保全及び創造のための措置

資材等の運搬に伴う大気質への影響を可能な限り低減するため、以下の措置を講ずることとする。

- 運搬車両の点検・整備を適切に行う。
- ・定期点検時の関係車両及び燃料輸送の車両については、工程の平準化を図り、効率的(台数・時間の削減、一度の輸送量を可能な限り大きくするなど)な運行に努める。
- ・車両の運転者へは、不要なアイドリングや空ふかし、過積載や急発進・急 加速等の高負荷運転をしないように指導・教育する。
- ・供用時関係車両は、低排出ガス認定車両や低燃費車(燃費基準達成車)の 採用に努める。

評 価

●回避・低減に係る評価

本事業の実施にあたっては、運搬車両の定期的な点検・整備、定期点検時の関係車両及び燃料輸送の車両の工程の平準化、効率的な運行に努めること、作業員への指導・教育、低排出ガス認定車両や低燃費車(燃費基準達成車)の採用に努めることにより、排ガスの抑制が図られていることから、資材・製品・人等の運搬・輸送に伴う排ガスの影響は、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

●基準や目標との整合性に係る評価

資材等の運搬に伴う二酸化窒素の将来環境濃度日平均値は、地点 1 で 0.027976ppm、地点 2 で 0.027233ppm、地点 3 で 0.027426ppm であり、環境基準及び市の定量目標値に適合している。また、浮遊粒子状物質濃度の日平均値は、地点 1 で 0.053095mg/m³、地点 2 で 0.053024mg/m³、地点 3 で 0.053039 mg/m³ であり、環境基準に適合している。

したがって、基準との整合が図られているものと評価する。

事後調查計画

(1) 調 査 項 目:道路沿道の二酸化窒素濃度、一般交通量、定期点検時車両 (台数・走行経路)

(2) 調 査 方 法:簡易法による二酸化窒素、交通量…「8.2 騒音」の現地調査の方法に準拠

定期点検時車両…現地確認調査及び記録の確認並びに必要

に応じてヒアリング調査を実施

(3) 調査地域等:二酸化窒素、交通量…定期点検時の車両走行ルートの3地点(地点1~3)

運転時及び定期点検車両…計画地内

(4) 調査期間等:供用時の車両の影響が最大となる定期点検時

(2024年8月) の1回×7日間を予定

交通量は1回×24時間、定期点検時に1回

(1) 調 査 項 目:環境保全措置の実施状況(供用時)

(2) 調査方法:現地確認調査及び記録の確認並びに必要に応じヒアリング

調査を実施する方法。

(3) 調査地域等:計画地内

(4) 調査期間等:現地確認調査…供用時の車両の影響が最大となる定期点検

時 (2024年8月を予定)

第 10-1 表(6) 環境影響評価総括表(大気質:供用による複合的な影響-施設の稼働及び資材・製品・人等の運搬・輸送)

●合成予測地点及び合成予測値

環境影響要素 大気質:二酸化窒素・浮遊粒子状物質

環境影響要因 供用による複合的な影響 (施設の稼働及び資材・製品・人等の運搬・輸送)

現 況

1. 既存資料

●二酸化窒素

現況調査期間の中野局における、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.027ppm であり、日平均値の環境基準 (0.04ppm~0.06ppm のゾーン内又はそれ以下)及び市の定量目標値 (0.04ppm以下)に適合している。

((o. o.ppm 5(1) (e.g. 1 o c. o.)											
									日平	均値が	日平:	均値
図		用		測定	測定	年	1時間	日平均	0.0	4ppm以	が0.0	4ppm
中	調査	途	調査	日数	時間	平均値	値の最	値の年	上0	.06ppm	を超	えた
番	地点	地	時期	口奴	时间	十岁旭	高値	間98%値	以下	の日数	日数	とそ
号		域							とそ	の割合	の害	合
				(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(目)	(%)
2	中野	住	年間	358	8610	0.012	0.064	0.027	0	0	0	0

●浮遊粒子状物質

現況調査期間の中野局の測定結果によると、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は 0.053mg/m³であり、日平均値の環境基準である 0.10mg/m³以下に適合している。

									1時	間値が	日亚	均値が
図		用		測定	測定	年	1時間値	日平均値	0.20	${\rm Omg/m^3}$		同個が ng/m ³ を
中	調査	途	調査	日数	時間	平均値	の最高値	の2%除外		召えた		た日数
番	地点	地	時期					値		引数と	とその	の割合
号		域							その	割合		
				(日)	(時間)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(日)	(%)	(日)	(%)
2	中野	住	年間	362	8696	0.017	0. 173	0.053	0	0	0	0

予測結果

大気質の複合影響の予測地点は、施設の稼働における影響を受ける地域と定期点検時に資材等関係車両が走行する沿道の地点 1、地点 3 及び最寄の人家の地点 B の 3 地点とした。

供用による影響の複数の環境影響要因を考慮した結果、二酸化窒素の環境濃度の予測値は地点 1 が 0.029030ppm、地点 2 が 0.028053ppm、地点 3 が 0.027976ppm、地点 B が 0.027601ppm であり、日平均値の環境基準及び市の定量目標値に適合している。

また、浮遊粒子状物質の環境濃度の予測値は地点 1 が 0.053353mg/m³、地点 2 が 0.53225 mg/m³、地点 3 が 0.53174 mg/m³、地点 B が 0.053135 mg/m³であり、日平均値の環境基準に適合している。

		沿道の	予測結果(日3	平均値)	施設の	複合予測		
濃度	予測	環境 濃度	供用時 関係車両	将来環境 濃度	稼働による 寄与濃度	濃度 〔評価値〕	環境基準 (仙台市の	
	地点	A	寄与濃度 B	C=A+B	(日平均値) D	E=C+D	定量目標値)	
	地点1	0. 027970	0.000006	0. 027976	0. 001054	0. 029030		
二酸化窒素	地点 2	0. 027225	0.000008	0. 027233	0.000820	0. 028053	0.04ppm~0.06ppm のゾーン内又は	
(ppm)	地点3	0. 027421	0.000005	0. 027426	0. 000550	0. 027976	それ以下	L
	地点 B	0. 027078	0.000001	0. 027079	0. 000522	0. 027601	(0.04ppm以下)	=
	地点1	0. 053095	0.000000	0. 053095	0. 000258	0. 053353		
浮遊粒子状 物質	地点2	0. 053023	0.000001	0. 053024	0. 000201	0. 053225	0.01mg/m^3	
(mg/m ³)	地点3	0. 053039	0.000000	0. 053039	0.000135	0.053174	V. VIMS/ III	
	地点 B	0. 053007	0.000000	0.053007	0.000128	0.053135		

注:バックグラウンド濃度の環境濃度は、主要な輸送経路近傍の一般局(宮城野区中野)における平成29年12月~平成30年11月の二酸化窒素濃度の日平均値の年間98%値及び浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値とした。また、沿道の環境濃度には、他事業のPKS輸送車両72台の影響を考慮している。

環境の保全及び創造のための措置

施設の稼働時及び定期点検時の資材等の運搬・輸送に伴う大気質の複合的な影響を可能な限り低減するため、それぞれの措置を 講ずることとする。

評 価

●回避・低減に係る評価

本事業の実施にあたって、施設の稼働においては、良質な燃料を使用すること、排ガス処理設備を設置、適切な運転管理、定期的な点検・整備の実施、排ガス濃度の常時監視を実施することこと、資材・製品・人等の運搬・輸送については、定期的な点検・整備、定期点検時の関係車両及び燃料輸送の車両の工程の平準化、効率的な運行に努めること、作業員への指導・教育、低排出ガス認定車両や低燃費車(燃費基準達成車)の採用に努めるため、排ガスの抑制が図られていることから、施設の稼働及び資材・製品・人等の運搬・輸送に伴う大気質の複合的な影響は、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

●基準や目標との整合性に係る評価

供用後の施設の稼働及び資材・製品・人等の運搬・輸送に伴う複合的な大気質の影響を含む将来環境濃度は、環境基準及び市の定量目標値に適合している。

したがって、基準との整合が図られているものと評価する。

事後調査計画

(1) 調査項目:道路沿道の二酸化窒素濃度、一般交通量、定期

点検時車両(台数・走行経路)

(2) 調査方法:簡易法による二酸化窒素

交通量…「8.2 騒音」の現地調査の方法に準拠 定期点検時車両…現地確認調査及び記録の確認

並びに必要に応じてヒアリング調査を実施

(3) 調査地域等:二酸化窒素、交通量…定期点検時に車両の走行

を計画している 3 地点 (地点 1~3)

定期点検車両…計画地内

(4) 調査期間等:施設の稼働と同じ時期を予定する。

(1) 調 査 項 目:環境保全措置の実施状況(供用時)

(2) 調査方法:現地確認調査及び記録の確認並びに必要に応じ

ヒアリング調査を実施する方法。

(3) 調査地域等:計画地内

(4) 調査期間等:施設の稼働と同じ時期

第 10-1 表(7) 環境影響評価総括表(騒音:工事による影響ー資材等の運搬)

環境影響要素 騒音

環境影響要因 工事による影響(資材等の運搬)

現 況

1. 現地調査

●道路交通騒音

道路交通騒音の調査を行った周辺道路 2 地点(地点 1 及び 2)の騒音レベル(L_{Aeq})は、昼間が $66\sim70$ デシベル、夜間が $58\sim65$ デシベルであり、環境基準に適合している。最も騒音レベル(L_{Aeq})が大きかったのは、地点 1 の昼間 70 デシベルであった。

	調査地点	用途地域		時間の 区分 ^{※1}	騒音レベル L _{Aeq} (デシベル) 平日	環境基準 ^{※2} (デシベル)	規制基準 ^{**3} (デシベル)
1	都市計画道路	工業地域	С	昼間	70	70	75
1	臨港道路蒲生幹線	工未地域	C	夜間	65	65	70
0	県道 139 号	第1種	D	昼間	66	70	75
2	七北田川堤防	住居地域	В	夜間	58	65	70

※1:時間の区分は、昼間6:00~22:00、夜間22:00~6:00とした。

※2: 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準を示す。

※3: 道路交通騒音の要請限度(平成12年12月15日総理府令第15号)を示す。

●道路交通騒音

工事中の等価騒音レベルの予測値は 66~70 デシベルであり、全ての地点で環境基準に 適合している。

予測結果

	予測地点	時間の 区分 ^{※1}	予測 高さ (m)	現況の 等価騒音 レベル L _{Aeq} * A (デシバル)	工事用車両 騒音レベル 増加分 △L B (デシバル)	工事中の等価 騒音レベル 〔評価値〕** ² L _{Aeq} A+B (デシベル)	環境 基準 ※3 L _{Aeq} (デシベル)	要請 限度 ※4 L _{Aeq} (デシベ ル)
1	臨港道路蒲生幹線	昼間	1.2	69. 9	0.2	70.1 (70)	70	75
2	県道 139 号	昼間	1.2	65. 8	0.5	66.3 [66]	70	75
3	高砂駅蒲生線	昼間	1.2	68. 8	0.3	69.1 [69]	70	75

※1:時間の区分は、昼間6:00~22:00、夜間22:00~6:00を示す。

※2: 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準を示す。

※3: 道路交通騒音の要請限度(平成12年12月15日総理府令第15号)を示す。

環境の保全及び創造のための措置 資材等の運版に伴う騒音への影響を可能な限り低減するため、以下の措置を

講ずることとする。
・工事工程の平準化:工事用車両の一時的な集中を抑制するため、工事工程の

- 平準化を図り、効率的な運行(台数・時間の削減)に努める。 ・大型機器のメーカー工場組立て:人家近傍を走行する工事関係車両台数を低
- ・大型機器のメーガー工場組立て:人家近傍を定行する工事関係単両百数を低減するため、大型機器は可能な限りメーカーの工場で組立てて搬入する。
- ・車両の点検・整備:工事用車両の点検・整備を適切に行う。
- ・作業員教育:工事車両の運転者へは、不要なアイドリングや空ふかし、過積 載や急加速等の高負荷運転をしないよう指導・教育する。
- ・残土有効利用:残土運搬車両台数を削減するため、堀削土は、できる限り計画地内で有効活用する。

評 価

●回避・低減に係る評価

環境保全措置として、工事工程の平準化、工事用車両の点検・整備、作業員 教育を実施することにより騒音の抑制が図られていることから、資材等の運搬 に伴う騒音への影響は、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと 評価する。

●基準や目標との整合性に係る評価

工事関係車両の運行に伴う騒音レベルの予測結果は、環境基準及び要請限度に適合していることから、基準との整合が図られているものと評価する。

事後調杳計画

- (1) 調 査 項 目:資材等の運搬に係る騒音レベル (L_{Aeq})、交通量、工事用車両 (台数・走行経路)
- (2) 調 査 方 法 : 騒音レベル、交通量…「8.2 騒音」の現地調査の方法に準拠 工事用車両…現地確認調査及び記録の確認並びに必要に応じ てヒアリング調査を実施
- (3) 調査地域等:騒音レベル、交通量…工事用車両の走行を計画している3地点(地点1~3)

工事用車両…計画地内

- (4) 調査期間等: 工事用車両の影響が最大となる工事開始後 12 ヶ月目 (2021 年 11 月) の 1 回×24 時間を予定
- (1) 調 査 項 目:環境保全措置の実施状況(工事中)
- (2) 調査方法:現地確認調査及び記録の確認ならびに必要に応じてヒアリング調査を実施する方法
- (3) 調査地域等:計画地内
- (4) 調査期間等: 現地確認調査…工事用車両の影響が最大となる工事開始後12

ヶ月目 (2021年11月を予定)

第10-1表(8) 環境影響評価総括表(騒音:工事による影響-重機の稼働)

環境影響要素 騒音

環境影響要因 工事による影響 (重機の稼働)

現 況

1. 現地調査

●敷地境界の騒音

環境騒音調査を行った地点 B の騒音レベル (L_s) は、朝は昼夕夜とも環境基準に適合している。

	90				
	調査地点	用途地域	地域類型	時間の区分**1	騒音レベル <i>L</i> _{Aeq} (デシベル)
				朝	50
В	茶化学市民軟活仕店	工業事件	C	昼	50
D	蒲生字東屋敷添付近	工業地域	C	夕	47
				夜間	48

※1:時間の区分は、朝(6~8時)、昼間(9~19時)、夕(19~22時)、夜間(22~6時)とした。 ※2:規制基準の適用はない。。

●環境騒音

環境騒音調査を行った地点 B の騒音レベル (L_{Aeq}) は、昼間が 52 デシベル、夜間が 47 デシベルであり、環境基準に適合している。

	調査地点	用途地域 地域類型		時間の 区分 ^{※1}	騒音レベル L _{Aeq} (デシベル) 平日	環境基準**2 (デシベル)
D	蒲生字東屋敷添付近	工業地域	С	昼間	52	60
D	佣生于 R	工未地域	C	夜間	47	50

- ※1:時間の区分は、昼間6:00~22:00、夜間22:00~6:00とした。
- ※2:一般地域の環境基準を示す。
- ※3:環境騒音であり、規制基準の適用はない。

●建設作業騒音

重機の稼働に係る建設作業騒音レベルの最大値は82デシベルと予測され、本工事の対象である特定建設作業騒音の規制基準85デシベルを下回る。

予測結果

また、保全対象における建設作業騒音レベルは、56 デシベルと予測され、環境基準を下回る。

予測地点	予測 高さ (m)	騒音レベル 現況実測値 <i>L₄₅</i> (デシベル)	重機による騒音 レベル増加分 <i>L₄₅</i> (デシベル)	騒音レベル 合成値 Δ L ₄₅ (デシベル)	特定建設作業 に係る規制基準 <i>L_{A5}</i> (デシベル)
敷地境界 地点 A	1. 2	50.0	32. 3	82.3 [82]	85

※1:現況実測値 (LA5) 及び規制基準は、昼間 (8~19時) の時間区分とした。

予測地点	予測 高さ (m)	騒音レベル 現況実測値 L_{Aeq} (デシバル)	重機による騒音 レベルの増加分 <i>Δ L</i> _{Aeq} (デシベル)	等価騒音レベル の予測値 L _{Aeq} (デシベル)	環境基準 L _{Aeq} (デシバル)
人家近傍 地点 B	1. 2	52. 2	3. 5	55.7 [56]	60

※1:現況実測値(Laco)及び規制基準は、昼間(6~22時)の時間区分とした。

環境の保全及び創造のための措置

重機の稼働に伴う騒音への影響を可能な限り低減するため、以下の措置を講ずることとする。

- ・工事工程の平準化: 重機等の一時的な集中を抑制するため、工事工程の平準 化を図り、効率的な稼働(台数・時間の削減)に努める。
- ・低騒音型重機の採用:使用する重機は、低騒音型の採用に努める。
- ・大型機器のメーカー工場組立て:重機の稼働時間を短縮するため、大型機器 は、可能な限りメーカーの工場で組立てて搬入する。
- ・重機の点検・整備:重機の点検・整備を適切に行う。

評 価

●回避・低減に係る評価

環境保全措置として、工事工程の平準化、可能な限り低騒音型建設機械を使用すること、建設機械の点検・整備、作業員教育を実施することにより騒音の抑制が図られていることから、重機の稼働に伴う騒音への影響は、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

●基準や目標との整合性に係る評価

敷地境界の地点 A においては82 デシベルであり、特定建設作業に伴う騒音の規制基準(85 デシベル)を下回っている。また、人家が存在する地域での騒音レベルの予測結果は地点Bで56 デシベルであり、環境基準に適合している。したがって、基準との整合が図られているものと評価する。

事後調査計画

- (1) 調査項目:重機の稼働に係る騒音レベル (Laed)、重機の稼働状況
- (2) 調 査 方 法:騒音レベル…「8.2 騒音」の現地調査の方法に準拠

重機の稼働状況…現地確認調査及び記録の確認並びに必要に

応じてヒアリング調査を実施

(3) 調査地域等:騒音レベル…民家側の敷地境界である地点 A 及び最寄の人家

付近の地点Bの2地点)

重機の稼働状況…計画地内

(4) 調査期間等: 重機の稼働台数が最大となる工事開始後11ヶ月目(2021年

10月)の1回×24時間を予定

- (1) 調 査 項 目:環境保全措置の実施状況(工事中)
- (2) 調 査 方 法:現地確認調査及び記録の確認ならびに必要に応じてヒアリン

グ調査を実施する方法

- (3) 調査地域等:計画地内
- (4) 調査期間等: 現地確認調査…工事用車両の影響が最大となる工事開始後11

ヶ月目(2021 年 10 月を予定)

第 10-1 表(9) 環境影響評価総括表(騒音:工事による複合的な影響ー資材等の運搬及び重機の稼働)

環境影響要素 騒音

環境影響要因 工事による複合的な影響(資材等の運搬及び重機の稼働)

現 況

環境の保全及び創造のための措置 工事用資材等の運搬及び重機の稼働に伴う騒音の複合的な影響を可能な限り 低減するため、それぞれの措置を講ずることとする。

評 価

1. 現地調査

●環境騒音、道路交通騒音

環境騒音調査を行った地点 B の騒音レベル (*L*_{Aeq}) は、昼間が 52 デシベル、夜間が 47 デシベルであり、環境基準に適合している。

道路交通騒音の彫塑を行った周辺道路沿道 2 地点(地点 1 及び 2)の騒音レベル(L_{Aeq})は、昼間が $66\sim70$ デシベル、夜間が $58\sim65$ デシベルであり、環境基準に適合している。最も騒音レベル(L_{Aeq})が大きかったのは、地点 1 の昼間 70 デシベルであった。

	調査地点	用途地域	地域類型	時間の 区分 ^{※1}	騒音レベル L _{Aeq} (デシベル) 平日	環境基準 ^{※2} (デシベル)	規制基準**3
В	蒲生字東屋敷添付近	工業地域	С	昼間	52	60	_
D	浦土于 宋崖敖你们 旦	上未地域	C	夜間	47	50	_
	都市計画道路	十北山华	0	昼間	70	70	75
1	臨港道路蒲生幹線	工業地域	С	夜間	65	65	70
0	県道 139 号	第1種	D	昼間	66	70	75
2	七北田川堤防	住居地域	В	夜間	58	65	70

- ※1:時間の区分は、昼間6:00~22:00、夜間22:00~6:00とした。
- ※2:地点Bは一般地域の環境地域の環境基準、地点1及び2は幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準を示す。
- ※3:地点Bは、環境騒音であり、規制基準の適用はない。

地点1及び2は、道路交通騒音の要請限度(平成12年12月15日総理府令第15号)を示す。

●合成予測地点及び合成予測値

複合騒音の予測地点は、計画地から 1km 以内の道路交通騒音を予測する地点 1 及び地点 3、重機の稼働における影響を受ける人家近傍の地点 B の 3 地点とした。

予測結果

工事による複合的な影響を予測した結果、複合予測値は道路沿道では $69\sim70$ デシベルであり、いずれの地点も環境基準に適合している。また、人家近傍の地点 B は 62 デシベルと予測され、道路に面する地域 (C 地域) の環境基準 65 デシベルを下回る。

l			資材	等の運搬の予測	結果**1	重機の稼働に	複合予測値	
	複合	予測	現況の等価騒音レベル	工事用車両による騒音	等価騒音	伴う※2	〔評価値〕	環境基準
	予測 地点	高さ	瀬日 レ・ソレ	レベルの増加分合成値		騒音レベル 予測値	X.	W.1
l	MOW		$L_{ m Aeq}*$	⊿ <i>L</i> B	L_{Aeq} C=A+B	$L_{ m Aeq}$	$L_{ m Aeq}$	$L_{ m Aeq}$
l		(m)	(デシベル)	(デシベル)	(デシベル)	(デシベル)	(デシベル)	(デシベル)
l	地点1	1. 2	69. 9	0. 2	70. 1	50. 2	70.1 [70]	70
l	地点 3	1. 2	68.8	0. 3	69. 1	52. 7	69.2 [69]	70
	地点 B	1. 2	60.6	0.3	60.9	53. 2	61.6 [62]	65

- ※1:時間の区分は工事用車両が走行する昼間 (6:00~22:00) とした。
- %2: 重機の稼働は、作業時間を 8 時間 $(8:00\sim12:00、13:00\sim17:00)$ とした。
- ※3:環境基準の比較・判定は、小数点以下第一位を四捨五入し整数に丸めた上で行う。
- ※4:地点Bは道路交通騒音の影響が大きいことから、C地域の環基基準を準用した。また、地点1 及び地点3は幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準を示す。

●回避・低減に係る評価

環境保全措置として、工事工程の平準化、低騒音型建設機械の採用、車両及び重機の点検・整備、作業員教育を実施することにより騒音の抑制が図られていることから、工事用資材等の運搬及び重機の稼働に伴う騒音への複合的な影響は、実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと評価する。

●基準や目標との整合性に係る評価

工事用資材等の運搬及び重機の稼働に伴う複合的な騒音レベルは環境基準に 適合していることから、基準との整合が図られているものと評価する。。

事後調査計画

- (1) 調 査 項 目:資材の運搬及び重機の稼働に伴う騒音レベル (LAeq)
- (2) 調査方法:「8.2 騒音」の現地調査の方法に準拠
- (3) 調査地域等:地点Bとする。
- (4) 調査期間等: 重機の稼働と同じ時期
- (1) 調 査 項 目:環境保全措置の実施状況(工事中)
- (2) 調 査 方 法:現地確認調査及び記録の確認ならびに必要に応じてヒアリン
 - グ調査を実施する方法
- (3) 調査地域等:計画地内
- (4) 調査期間等: 重機の稼働と同じ時期
 - 記録の確認・ヒアリング調査…適宜実施

第 10-1 表(10) 環境影響評価総括表(騒音:供用時による影響ー施設の稼働)

環境影響要素 騒音

環境影響要因 供用による影響(施設の稼働)

現況

1. 現地調査

●敷地境界の騒音

環境騒音調査を行った地点Bの騒音レベル(L₅)は、朝は昼夕夜とも環境基準に適合している。

ている。

	調査地点	用途地域 地域類型		時間の 区分 ^{※1}	騒音レベル L _{Aeq} (デシベル)	規制基準**3 (デシベル)
				朝	50	60
D	蒲生字東屋敷添付近	工業地域	0	昼	50	65
В			С	タ	47	60
				夜間	48	55

※1:時間の区分は、朝(6~8時)、昼間(9~19時)、夕 (19~22時)、夜間(22~6時)とした。 ※2:規制基準の適用はない。

●環境騒音

環境騒音調査を行った地点 B の騒音レベル (L_{Aeq}) は、昼間が 52 デシベル、夜間が 47 デシベルであり、環境基準に適合している。

	調査地点	用途地域	地域類型	時間の 区分 ^{※1}	騒音レベル L _{Aeq} (デシベル)	環境基準 ^{※2} (デシベル)
					平日	
В	蒲生字東屋敷添付近	工業地域	С	昼間	52	60
D	浦生于 宋崖敖称刊近	工未地域	C	夜間	47	50

※1:時間の区分は、昼間6:00~22:00、夜間22:00~6:00とした。

※2:一般地域の環境基準を示す。

※3:環境騒音であり、規制基準の適用はない。

●施設の稼働に伴う等価騒音レベル

施設の稼働に伴う騒音の予測結果は、人家方向の敷地境界の地点 A において、朝、昼及び夜が 55 デシベル、夕が 54 デシベルと予測され、各時間帯の規制基準 (55~65 デシベル) に適合している。また、民家が存在する地点 B での騒音の予測結果は、昼間が 53 デシベル、夜間が 49 デシベルであり、環境基準 (昼間 60 デシベル、夜間 50 デシベル) に適合している。

予測結果

予測地点	時間の 区分	予測高さ (m)	現況実測値 <i>L</i> _{A5} (デシベル)	施設の稼働 増加分 <i>Δ L</i> _{A5} (デシベル)	合成値 〔評価値〕** ³ <i>L</i> ₅ (デシベル)	規制基準 ^{※4} <i>L</i> ₅ (デンベル)
	朝	1.2	49.8	5. 2	55.0 (55)	60
敷地境界	昼	1.2	50.0	5. 1	55. 1 [55]	65
地点 A	夕	1.2	47.2	7. 2	54.4 [54]	60
	夜	1.2	48.5	6. 2	54.7 [55]	55

予測地点	時間の 区分 ^{※2}	予測高さ (m)	現況実測値 <i>L</i> _{Aeq} (デシベル)	施設の稼働 増加分 ΔL _{Aeq} (デシベル)	予測値 〔評価値〕** ³ <i>L</i> _{Aeq} (デシベル)	環境基準 ^{※4} L _{Aeq} (デシベル)
מ בן אנו	昼間	1.2	52. 0	0.6	52.6 [53]	60
地点 B	夜間	1.2	47. 4	1.6	49.0 (49)	50

※1:設備の騒音予測においては、不定期稼働機器は除いた。

※2:時間の区分は、昼間6:00~22:00、夜間22:00~6:00を示す。

※3;環境基準の比較・判定は、小数点以下第一位を四捨五入し丸めた上で行う。

※4: 人家近傍の地点 B の環境基準は C 類型、敷地境界の地点 A は第4種区域を示す。

環境の保全及び創造のための措置

施設の稼働に伴う騒音への影響を可能な限り低減するため、以下の措置を講ずることとする。

- ・低騒音型機器の採用:使用する機器は、可能な限り低騒音型の採用に努める。
- ・防音対策:騒音発生源となる機器は可能な限り屋内に設置し、必要に応じて 防音壁や防音カバーの取り付け等の防音対策を行う。
- ・設備配置への配慮:騒音発生源となりうる機器を設備の中心付近に配置することで、敷地境界での騒音対策を図る。

評 価

●回避・低減に係る評価

環境保全措置として、低騒音型機器の採用、防音対策、設備配置への配慮を 実施することにより騒音の抑制が図られていることから、施設の稼働に伴う騒音への影響は、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

●基準や目標との整合性に係る評価

敷地境界の地点において、特定工場等において発生する騒音の昼間の規制基準は下回っているが、夜間及び朝夕の規制基準は上回っている。各時間帯で特定工場等において発生する騒音の規制基準を上回っている。また、人家が存在する地点での騒音の予測結果は環境基準に適合している。

本事業では施設の稼働に伴う騒音の影響は可能な限り最小限とするために環境保全措置を行うとしていることから、上記の整合を図る基準は事業者の実行可能な範囲で整合が図られていると評価する。

事後調査計画

(1) 調査項目:施設の稼働に伴う騒音レベル (LAeq)

- (2) 調査方法:「8.2 騒音」の現地調査の方法に準拠
- (3) 調査地域等:人家よりの敷地境界の地点 A 及び最寄の人家の地点 B とする。
- (4) 調査期間等:施設の稼働が定常状態になった時期(2024年5月)の1回を 予定(平日:24時間)
- (1) 調 査 項 目:環境保全措置の実施状況(供用後)
- (2) 調 査 方 法 : 現地確認調査及び記録の確認並びに必要に応じてヒアリング 調査を実施する方法
- (3) 調査地域等:計画地内
- (4) 調査期間等:施設の稼働が定常状態になった時期(2024年5月)の1回を

予定を予定

第 10-1 表(11) 環境影響評価総括表(騒音:供用による影響-資材・製品・人等の運搬・輸送)

環境影響要素 騒音

環境影響要因 供用による影響(資材・製品・人等の運搬・輸送)

現 況

1. 現地調査

●道路交通騒音

道路交通騒音の調査を行った周辺道路 2 地点(地点 1 及び 2)の騒音レベル(L_{Aeq})は、 昼間が $66\sim70$ デシベル、夜間が $58\sim65$ デシベルであり、環境基準に適合している。 最も騒音レベル(L_{Aeq})が大きかったのは、地点 1 の昼間 70 デシベルであった。

	調査地点	用途地域	地域類型	時間の 区分**1	騒音レベル <i>L</i> _{Aeq} (デシベル)	環境基準 ^{*2} L _{Aeq} (デシベル)	規制基準 ^{**3} <i>L</i> _{Aeq} (デシベル)
1	都市計画道路	工業地域	C	昼間	70	70	75
1	臨港道路蒲生幹線	工未地域	C	夜間	65	65	70
9	県道 139 号	第1種	D	昼間	66	70	75
2	七北田川堤防	住居地域	В	夜間	58	65	70

※1:時間の区分は、昼間6:00~22:00、夜間22:00~6:00とした。

※2:「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準を示す。

※3: 道路交通騒音の要請限度(平成12年12月15日総理府令第15号)を示す。

●道路交通騒音

資材・製品・人等の運搬・輸送に伴う騒音レベルは、各予測地点において、66~70 デシベルであり、環境基準に適合している。

予測結果

	予測地点	時間の 区分 ^{※1}	予測 高さ (m)	現況の 等価騒音 レベル L _{Aeq} * A (デシバル)	供用時関係 車両騒音レベ ルの増加分 <i>△L</i> B (デシバル)	等価騒音 レベル 〔評価値〕**2 L _{Aeq} C=A+B (デシベル)	環境 基準 **3 L _{Aeq} (デシベル)	要請 限度 ※4 <i>L</i> _{Aeq} (デシベル)
1	臨港道路蒲生幹線	昼間	1. 2	70.0	0.1	70.1 [70]	70	75
2	県道 139 号	昼間	1. 2	65. 8	0.1	66. 0 [66]	70	75
3	高砂駅蒲生線	昼間	1. 2	68.8	0.0	68.8 [69]	70	75

※1:時間の区分は、昼間6:00~22:00、夜間22:00~6:00を示す。

※2: 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準を示す。

※3: 道路交通騒音の要請限度(平成 12 年 12 月 15 日総理府令第 15 号)を示す。※1: 時間の区分は資材等の運搬・輸送車両が走行する昼間($6:00\sim22:00$)である。

※2;環境基準の比較・判定は、小数点以下第一位を四捨五入し丸めた上で行う。

※3: 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準を示す。

※4: 道路交通騒音の要請限度(平成12年12月15日総理府令第15号)を示す。

環境の保全及び創造のための措置 資材・製品・人等の運搬・輸送に伴う騒音への影響を可能な限り低減するた

め、以下の措置を講ずることとする。

- ・車両の点検・整備:運搬車両の点検・整備を適切に行う。
- ・工程の平準化:定期点検時の関係車両及び燃料輸送の車両については、工程の平準化を図り、効率的(台数・時間の削減、一度の輸送量を可能な限り大きくするなど)な運行に努める。
- ・作業員教育:工事車両の運転者へは、不要なアイドリングや空ふかし、過積 載や急加速等の高負荷運転をしないよう指導・教育する。
- ・低排出ガス認定車両・低燃費車の採用:供用時の車両は、低排出ガス認定車 両や低燃費車(燃費基準達成車)の採用に努める。

評 価

●回避・低減に係る評価

環境保全措置として、運搬車両の定期的な点検・整備、定期点検時の関係車両及び燃料輸送の車両の工程の平準化、効率的な運行に努めること、作業員への指導・教育に努めることにより、騒音の抑制が図られていることから、資材・製品・人等の運搬・輸送に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

●基準や目標との整合性に係る評価

各地点で環境基準及び要請限度に適合していることから、基準との整合が図られているものと評価する。

事後調査計画

- (1) 調 査 項 目: 資材・製品・人等の運搬・輸送に伴う騒音レベル (L_{Aeq})、交 通量
- (2) 調査方法: 「8.2 騒音」の現地調査の方法に準拠
- (3) 調査地域等:供用時の車両の走行を計画している3地点(地点1~3)
- (4) 調査期間等:供用時の車両の影響が最大となる定期点検時(2024年89月 を予定)を予定(1回×7日間)
- (1) 調 査 項 目:環境保全措置の実施状況(供用後)
- (2) 調 査 方 法:現地確認調査及び記録の確認並びに必要に応じてヒアリング

調査を実施する方法

(3) 調査地域等:計画地内

(4) 調査期間等: 供用時の車両の影響が最大となる定期点検時(2024年8月を

予定)

第 10-1 表(12) 環境影響評価総括表(騒音:供用による複合的な影響ー施設の稼働及び資材・製品・人等の運搬・輸送)

環境影響要 素 環境影響要

大

騒音

供用による複合的な影響 (施設の稼働及び資材・製品・人等の運搬・輸送)

品 八千 少连版 #

1. 現地調査

●環境騒音、道路交通騒音

環境騒音調査を行った地点 B の騒音レベル(L_{Aeq})は、昼間が 52 デシベル、夜間が 47 デシベルであり、環境基準に適合している。

現 況

道路交通騒音の彫塑を行った周辺道路沿道 2 地点 (地点 1 及び 2) の騒音レベル (L_{Aeq}) は、昼間が $66\sim70$ デシベル、夜間が $58\sim65$ デシベルであり、環境基準に適合している。

最も騒音レベル(L_{Aeq})が大きかったのは、地点 1 の昼間 70 デシベルであった。

	調査地点	—	地域 類型	の区	騒音 レベル <i>L</i> _{Aeq} (デシベル)	環境基準 **2 **2 **2 (デシベル)	規制基準 ※3 <i>L</i> _{Aeq} (デシベル)
D	蒲生字東屋敷添付	準工業	C	昼間	52	60	_
В	近	地域	С	夜間	47	50	_
1	都市計画道路	工業地	0	昼間	70	70	75
1	臨港道路蒲生幹線	域	С	夜間	65	65	70
	県道 139 号	第1種		昼間	66	70	75
2	七北田川堤防	住居地 B		夜間	58	65	70

※1:時間の区分は、昼間 6:00~22:00、夜間 22:00~6:00 とした。 ※2:地点 B は一般地域の環境地域の環境基準、地点 1 及び 2 は幹線交通を

※3:地点Bは、環境騒音であり、規制基準の適用はない。

担う道路に近接する空間の環境基準を示す。

地点 1 及び 2 は、道路交通騒音の要請限度(平成 12 年 12 月 15 日総理 府令第 15 号)を示す

●合成予測地点及び合成予測値

複合騒音の予測地点は、施設の稼働による騒音の影響を受ける敷地境 界から 1km 以内の道路沿道の地点 1、地点 3 及び人家近傍の地点 B とした。

予測結果

供用による複合的な影響を予測した結果、複合予測値は道路沿道の地点が69~70 デシベルであり、いずれの地点も環境基準に適合している。また、人家近傍の予測値は61 デシベルであり、道路に面する地域の環境基準(C地域)に適合している。

単位:デシベル

			資材等	の運搬の予	·測結果	施設の稼			
複合 予測 地点	時間の 区分 ※1	予測 高さ (m)	現況の 等価騒音 レベル L _{Aeq} * A	供用時関係 車両の騒 音レベル増加分 ⊿L B	等価騒音 レベル L _{Aeq} C=A+B	働による 価 を を が ル L _{Aeq} D	複合 予測値	環境 基準 **2 L _{Aeq}	
地点1	昼間	1.2	70.0	0.1	70. 1	42.3	70.1 (70)	70	
地点3	昼間	1.2	68.8	0.0	68. 8	44. 2	68.8 (69)	70	
地点 B	昼間	1.2	60.6	0.0	60. 6	43. 9	60.8 (61)	65	

※1:時間の区部は、昼間 6:00~22:00、夜間 22:00~6:00 を示す。 ※2:地点 1 及び地点 3 の環境基準は幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値 を示し、地点 B は道路に面する地域の C 地域の環境基準を準用した。

環境の保全及び創造のための措置

施設の稼働及び資材・製品・人等の運搬・輸送に伴う騒音の複合的な影響を可能な限り低減するため、それぞれの措置を講ずることとする。

評 価

●回避・低減に係る評価

環境保全措置として、低騒音型機器の採用、防音対策、設備配置への配慮、運搬車両の定期的な点検・整備、定期点 検時の関係車両及び燃料輸送の車両の工程の平準化、効率的な運行に努めること、作業員への指導・教育に努めること により、騒音の抑制が図られていることから、施設の稼働及び資材・製品・人等の運搬・輸送に伴う騒音への複合的な 影響は、実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと評価する。

●基準や目標との整合性に係る評価

施設の稼働及び資材・製品・人等の運搬・輸送に伴う複合的な騒音レベルは各地点で環境基準に適合していることから、基準との整合が図られているものと評価する。

事後調査計画

(1) 調 査 項 目:施設の稼働及び資材・製品・人等の運搬・輸送に伴う騒音レベル (Lag)

(2) 調査方法: 「8.2 騒音」の現地調査の方法に準拠

(3) 調査地域等:最大着地濃度が予想される2地点(地点A、B)

(4) 調査期間等: 資材等の運搬と同じ定期点検時を予定

(1) 調 査 項 目:環境保全措置の実施状況(供用後)

(2) 調 査 方 法:現地確認調査及び記録の確認並びに必要に応じてヒアリング調査を実施する方法

(3) 調査地域等:計画地内

(4) 調査期間等: 資材等の運搬と同じ定期点検時を予定 記録の確認・ヒアリング調査…適宜実施

第 10-1 表(13) 環境影響評価総括表(振動:工事による影響ー資材等の運搬)

環境影響要素 振動

環境影響要因 工事による影響(資材等の運搬)

現況

1. 現地調査

●道路交通振動

道路交通振動の調査を行った周辺道路 2 地点 (地点 1 及び 2) の振動レベルの 80%レンジ上端地 (L_{10}) は、昼間 $45\sim51$ デシベル、夜間 $34\sim44$ デシベルであり、いずれの地点、時間帯においても道路交通振動に係る要請限度を下回る結果となった。

最も振動レベル (L_{10}) が大きかったのは、地点1の昼間51デシベルであった。

_	711	(0)(0)(0)(0)(0)	7000	- * / IS (W I 47 T	HJ UI / V / CU	J 21C0
		調査地点	用途地域	区域区分	時間の 区分 ^{*1}	振動レベル <i>L</i> ₁₀ (デシベル)	規制基準 ^{※2} <i>L</i> _{Aeq} (デシベル)
	1	臨港道路蒲生幹線	工業地域	第2種	昼間	51	70
	1	端/色理/始/浦/土 叶 /称	工耒地域	区域	夜間	44	65
	0	旧关 100 日	第1種	第1種	昼間	45	65
	2	県道 139 号	住居地域	区域	夜間	34	60

※1:時間の区分は、昼間8:00~19:00、夜間19:00~8:00とした。

※2: 道路交通振動の要請限度(平成13年3月5日 環境省令第5号)を示す。

●道路交通振動

資材等の運搬に伴う工事中の振動レベルは、昼間は $45\sim51$ デシベル、夜間は $44\sim47$ デシベルであり、全ての地点で振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度を下回ると予測される。

予測結果

	予測地点		予測時間帯にお	工事用車両	工事中の振動	
			ける現況の振動	による振動	レベル	
			レベル	レベルの増分	L_{10}	要請限度
	1.倒地点	区分*1	$L_{10}*$	$\triangle L$	$L_{ m Aeq}$	※ 2
			A	В	C=A+B	
			(デシベル)	(デシベル)	(デシベル)	(デシベル)
١,	mts Alls Alls of the st. Ash Arts		50. 7	0.1	50.8 [51]	70
1	臨港道路蒲生幹線	夜間	46.8	0.0	46.8 [47]	65
2	県道 139 号	昼間	44. 7	0.8	45.5 [46]	65
		夜間	42. 0	2. 0	44.0 [44]	60
3	高砂駅蒲生線	昼間	44. 6	0.4	45.0 [45]	70
3	同砂帆補生豚	夜間	44. 4	0.3	44.7 [45]	65

※1:時間の区分は、昼間8:00~19:00、夜間19:00~8:00を示す。

※2:要請限度は、道路交通振動に係る要請限度を示す。

環境の保全及び創造のための措置

資材等の運版に伴う振動への影響を可能な限り低減するため、以下の措置を 講ずることとする。

- ・工事工程の平準化:工事用車両の一時的な集中を抑制するため、工事工程の 平準化を図り、効率的な運行(台数・時間の削減)に努める。
- ・大型機器のメーカー工場組立て:人家近傍を走行する工事関係車両台数を低減するため、大型機器は可能な限りメーカーの工場で組立てて搬入する。
- ・車両の点検・整備:工事用車両の点検・整備を適切に行う。
- ・残土有効利用:残土運搬車両台数を削減するため、堀削土は、できる限り計 画地内で有効活用する。
- ・作業員教育:工事車両の運転者へは、不要なアイドリングや空ふかし、過積 載や急加速等の高負荷運転をしないよう指導・教育する。

評 価

●回避・低減に係る評価

環境保全措置として、工事工程の平準化、工事用車両の点検・整備、作業員 教育を実施することにより振動の抑制が図られていることから、資材等の運搬 に伴う振動への影響は、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと 評価する。

●基準や目標との整合性に係る評価

資材等の運搬に伴う振動レベルは、「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度に適合していることから、基準との整合が図られているものと評価する。

事後調查計画

- (1) 調 査 項 目: 資材等の運搬に伴う振動レベル (L₁₀)、交通量、工事用車両 (台数・走行経路)
- (2) 調 査 方 法:振動レベル…「8.3 振動」の現地調査の方法に準拠 交通量…「8.2 騒音」の現地調査の方法に準拠

工事用車両…現地確認調査及び記録の確認並びに必要に応じ

てヒアリング調査を実施

(3) 調査地域等:振動レベル、交通量…工事用車両の走行を計画している3地

点 (地点 1~3)

工事用車両…計画地内

- (4) 調査期間等:工事用車両の影響が最大となる工事開始後12ヶ月目 (2021年11月)の1回×24時間を予定
- (1) 調 査 項 目:環境保全措置の実施状況(工事中)
- (2) 調 査 方 法:現地確認調査及び記録の確認ならびに必要に応じてヒアリン
 - グ調査を実施する方法
- (3) 調査地域等:計画地内
- (4) 調査期間等:現地確認調査…工事用車両の影響が最大となる工事開始後○

ヶ月目(平成 31 年○月を予定)

第 10-1 表 (14) 環境影響評価総括表 (振動:工事による影響-重機の稼働)

環境影響要素 振動

環境影響要因 工事による影響(重機の稼働)

現況

1. 現地調査

●振動レベル

民家側の敷地境界地点 A80%レンジ上端値 (L_{10}) は、昼間 39 デシベル、夜間 26 デシベル、最寄の人家付近の地点 B は昼間 34 デシベル、夜間 26 デシベルであった。

ı							
		調査地点	用途地域	区域区分	時間の 区分 ^{※1}	振動レベル <i>L</i> ₁₀ (デシベル)	規制基準 ^{※2} L _{Aeq} (デシベル)
	A	蒲生字荒田	工業地域	第2号区域	昼間	39	_
	Λ	民家側の敷地境界	工术地域	第47四 级	夜間	26	_
l	В	蒲生字東屋敷添付近	準工業地域	笠り早区域	昼間	34	_
	ь	最寄の人家	- 平工未地域	第45区域	夜間	26	_

※:時間の区分は、昼間8:00~19:00、夜間19:00~8:00とした。

●重機の稼働に伴う振動

重機の稼働に伴う敷地境界の地点 A の振動レベルの予測値は 67 デシベルであり、特定建設作業騒音の規制基準を下回ると予測される。

予測結果

また、最寄の人家付近の地点 B の振動レベルの予測値は 34 デシベルと予測される。振動の感覚閾値である 50 デシベルを下回る。

予測地点	時間区分	現況 実測値 <i>L</i> ₁₀ (デシベル)	重機の稼働による 振動レベル増加分 L ₁₀ (デシベル)	工事中の 振動レベル L ₁₀ (デシベル)	特定建設作業 振動の規制基準 (デシベル)
敷地境界 地点 A	昼間	39. 2	28. 1	67.3 (67)	75

予測地点	時間区分	現況 実測値 <i>L</i> ₁₀ (デシベル)	重機の稼働による 振動レベル増加分 L ₁₀ (デシバル)	工事中の 振動レベル L ₁₀ (デシベル)	振動感覚閾値 <i>L</i> ₁₀ (デシバル)
地点 B	昼間	34. 4	0.0	34.4 (34)	55

- ※1:時間区分は、昼間(8:00~19:00)及び夜間(19:00~8:00)とした。
- ※3:地点Bは、振動に係る規制基準が定められていないことから、通常、人が振動を感じ始める 振動感覚閾値55デシベル(平成26年一般社団法人産業環境管理協会)を参考値とした。

環境の保全及び創造のための措置 重機の稼働に伴う振動への影響を可能な限り低減するため、以下の措置を講

ずることとする。 ・工事工程の平準化: 重機等の一時的な集中を抑制するため、工事工程の平準

- 化を図り、効率的な稼働(台数・時間の削減)に努める。 ・低振動型重機の採用:使用する重機は、できる限り低振動型の採用に努める。
- ・大型機器のメーカー工場組立て:重機の稼働時間を短縮するため、大型機器は、可能な限りメーカーの工場で組立てて搬入する。
- 重機の点検・整備:重機の点検・整備を適切に行う。

評 価

●回避・低減に係る評価

環境保全措置として、工事工程の平準化、可能な限り低振動型建設機械を使用すること、建設機械の点検・整備、作業員教育を実施することにより振動の抑制が図られていることから、重機の稼働に伴う振動への影響は、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

●基準や目標との整合性に係る評価

重機の稼働に伴う振動レベルは、参考値である「振動規制法」に基づく特定 建設作業に伴う振動の規制基準及び「仙台市公害防止条例」に基づく指定建設 作業に伴う振動の規制基準に適合している。

したがって、基準との整合が図られているものと評価する。

事後調査計画

- | (1) 調 査 項 目:重機の稼働に伴う振動レベル(L10)、重機の稼働状況
- (2) 調 査 方 法:振動レベル…「8.3 振動」の現地調査の方法に準拠

重機の稼働状況…現地確認調査及び記録の確認並びに必要に

応じてヒアリング調査を実施

(3) 調査地域等:振動レベル…民家側敷地境界の地点 A 及び最寄の人家付近の

地点Bの2地点

重機の稼働状況…計画地内

(4) 調査期間等: 重機の稼働台数が最大となる工事開始後23ヶ月目(2022年

10月)の1回×24時間

- (1) 調 査 項 目:環境保全措置の実施状況(工事中)
- (2) 調 査 方 法:現地確認調査及び記録の確認ならびに必要に応じてヒアリン

グ調査を実施する方法

- (3) 調査地域等:計画地内
- (4) 調査期間等:現地確認調査…重機の稼働による振動レベルの影響が最大と

なる工事開始後23ヶ月目(2022年10月)を予定

第 10-1 表(15) 環境影響評価総括表(振動:工事による複合的な影響-資材等の運搬及び重機の稼働)

環境影響要素 振動

環境影響要因 工事による複合的な影響(資材等の運搬及び重機の稼働)

現 況

工事に係る資材等の運搬及び重機の稼働に伴う振動の複合的な影響を可能な 限り低減するため、それぞれの措置を講ずることとする。

環境の保全及び創造のための措置

評 価

1. 現地調査

●環境振動、道路交通振動

環境振動調査を行った地点 B の振動レベルの 80% レンジ上端値(L_{10})は、昼間 34 デシベル、夜間 26 デシベルであった

また、道路交通振動の調査を行った周辺道路 2 地点 (地点 1 及び 2) の振動レベルの 80% レンジ上端地 (L_{10}) は、昼間 45~51 デシベル、夜間 34~44 デシベルであり、いずれの地点、時間帯においても道路交通振動に係る要請限度を下回る結果となった。

最も振動レベル (L_{10}) が大きかったのは、地点 1 の昼間 51 デシベルであった。

-1/	(U)(X)(3) · (E)(0) //	7000000	> 101(1 D)//(T -> == 10.0	01 / 5 / (0)	- 100
	調査地点	用途地域	区域 区分	時間の 区分 ^{※1}	騒音 レベル L _{Aeq} (デシベル)	規制基準 ^{**3} L _{Aeq} (デシベル)
В	蒲生字東屋敷添	準工業地域	_	昼間	34	_
Б	佣工于水座放标	华上未地域		夜間	26	_
1	都市計画道路	一类中华	第2種	昼間	51	70
1	臨港道路蒲生幹線	工業地域	区域	夜間	44	65
	県道 139 号	第1種	第1種	昼間	45	65
2	七北田川堤防	住居地域	区域	夜間	34	60

※1:時間の区分は、昼間8:00~19:00、夜間19:00~8:00とした。

※2:地点Bは環境振動であり、規制基準の適用はない。

地点1及び2は道路交通振動の要請限度(平成13年3月5日 環境省令第5号)を示す。

●複合予測地点及び複合予測値

資材等の運搬及び重機の稼働に伴う複合振動の予測地点は、重機の稼働における予測地点である最寄の人家付近の地点 B、重機の影響が考えられる工事用車両の走行経路である地点 1、地点 3 の 3 地点とした。

予測結果

工事による複合的な影響を予測した結果、複合予測値は 39~51 デシベルであり、振動 規制法に基づく道路交通振動の要請限度を下回ると予測される。

l			資	材等の運搬の予測	結果	重機の稼働 の予測結果		
	複合 予測 地点	時間の 区分 *1	現況の振動レベル	工事関係車両 による振動 レベル増加分	供用後の 振動レベル	振動レベル	複合予測振動レベル	要請限度
			<i>L</i> ₁₀ (デシベル)	<i>△L</i> (デシベル)	<i>L</i> ₁₀ (デシベル)	<i>L</i> ₁₀ (デシベル)	<i>L</i> ₁₀ (デシベル)	(デシベル)
	地点1	昼間	50.7	0.1	50.8	<10	50.8 [51]	70
	地点3	昼間	44. 6	0.4	45. 0	<10	45.0 (45)	70
	地点 B	昼間	38. 4	0.3	38. 7	<10	38.7 [39]	70

※1:時間の区分は、昼間8:00~19:00を示す。

※1:要請限度は、道路交通振動に係る第2種区域の要請限度である。

●回避・低減に係る評価

環境保全措置として、工事工程の平準化、車両及び重機の点検・整備、可能な限り低振動型建設機械を使用すること、作業員教育を実施することにより振動の抑制が図られていることから、工事に係る資材等の運搬及び重機の稼働に伴う振動への複合的な影響は、実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと評価する。

●基準や目標との整合性に係る評価

工事に係る資材等の運搬及び重機の稼働に伴う複合的な振動レベルは、「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度に適合していることから、基準との整合が図られているものと評価する。

事後調査計画

(1) 調 査 項 目:資材等の運搬及び重機の稼働に伴う振動レベル (L10)

(2) 調査方法: 「8.3 振動」の現地調査の方法に準拠

(3) 調査地域等:複合予測を実施した保全対象2地点(地点A及びB)

(4) 調査期間等:工事用車両と同じ時期を予定

(1) 調 査 項 目:環境保全措置の実施状況(工事中)

(2) 調査方法:現地確認調査及び記録の確認ならびに必要に応じてヒアリン

グ調査を実施する方法

(3) 調査地域等:計画地内

(4) 調査期間等:工事用車両と同じ時期を予定

第 10-1 表(16) 環境影響評価総括表(振動:供用時による影響ー施設の稼働)

環境影響要素 振動

環境影響要因 供用による影響(施設の稼働)

現況

1. 現地調査

●振動レベル

民家側の敷地境界地点 A80%レンジ上端値 (L_{10}) は、昼間 39 デシベル、夜間 26 デシベル、最寄の人家付近の地点 B は昼間 34 デシベル、夜間 26 デシベルであった。

	調査地点	調査地点 用途地域 区域区分		時間の 区分 ^{※1}	振動レベル <i>L</i> ₁₀ (デシベル)	規制基準 ^{※2} L _{Aeq} (デシベル)
A	蒲生字荒田	工業地域	第2号区域	昼間	39	-
П	民家側の敷地境界	工未地域	另 4 万 <u>四</u> 吸	夜間	26	_
В	蒲生字東屋敷添付近	準工業地域	# 0 I I I I I	昼間	34	_
E	最寄の人家	华丄耒地坝	第4万区 域	夜間	26	_

※:時間の区分は、昼間8:00~19:00、夜間19:00~8:00とした。

●施設の稼働に伴う振動レベル

人家方向の敷地境界の地点 A の振動レベルの予測値は、昼間が 43 デシベル、夜間が 40 デシベルと予測され、規制基準を下回る。

予測結果

人家が存在する地点 B の振動レベルは昼間 34 デシベル、夜間 26 デシベルであり、振動感覚閾値である 55 デシベルを下回ると予測される。

予測地点	昼夜区分	現況 実測値 <i>L</i> ₁₀ (デシベル)	施設の稼働 振動レベル 増加分 <i>Δ L</i> ₁₀ (デシベル)	振動レベル の予測値 L ₁₀ (デシベル)	特定工場に係る 振動の規制基準 第2種区域 L ₁₀ (デシベル)
敷地境界	昼間	39. 2	3. 4	42.6 [43]	65
地点 A	夜間	25.8	14. 4	40.2 [40]	60

	予測地点	昼夜区分	現況 実測値	施設の稼働 振動レベル 増加分 <i>Δ L</i> ₁₀ (デシベル)	工事中の 振動レベル L ₁₀ (デシベル)	振動感覚閾値 L ₁₀ (デシベル)
ı	tot be a	昼間	34.4	0.0	34.4 (34)	
١	地点 B	夜間	25.6	0.1	25.7 [26]	55

- ※1:時間区分は、昼間 (8:00~19:00) 及び夜間 (19:00~8:00) とした。
- ※3:地点Bは、振動に係る規制基準が定められていないことから、通常、人が振動を感じ始める振動感覚閾値55デシベル(平成26年一般社団法人産業環境管理協会)を参考値とした。

環境の保全及び創造のための措置

施設の稼働に伴う振動への影響を可能な限り低減するため、以下の措置を講ずることとする。

- ・低騒音型機器の採用:使用する機器は、可能な限り低騒音型の採用に努める。 ・機器の基礎強固:振動発生源となる機器は基礎を強固にし、振動伝播の低減
 - を図ることにより振動の影響を低減する。

評 価

●回避・低減に係る評価

環境保全措置として、低騒音型機器の採用、振動発生源となる機器は基礎を 強固にし、振動伝播の低減を図ること等の防振対策を実施することにより振動 の抑制が図られていることから、施設の稼働に伴う振動への影響は、実行可能 な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

●基準や目標との整合性に係る評価

敷地境界の地点において各時間帯で特定工場等において発生する振動の規制 基準を上回っている。また、人家が存在する地点での振動の予測結果は人の感 覚閾値である 55 デシベルを下回っている。

本事業では施設の稼働に伴う振動の影響は可能な限り最小限とするために環境保全措置を行うとしていることから、上記の整合を図る基準は事業者の実行可能な範囲で整合が図られていると評価する。(追加の防音対策を検討中)

事後調査計画

- (1) 調査項目:施設の稼働に伴う振動レベル (L₁₀)、重機の稼働状況
- (2) 調査方法:振動レベル…「8.3 振動」の現地調査の方法に準拠

施設の稼働状況…記録の確認並びに必要に応じてヒアリング

調査を実施

(3) 調査地域等:振動レベル…最大振動レベル出現地点付近(地点 A)及び保 全対象1地点(地点 B)

施設の稼働状況…計画地内

- (4) 調査期間等:施設の稼働が定常状態になった時期(2024年5月)の1回を 予定(平日:24時間)
- (1) 調 査 項 目:環境保全措置の実施状況(供用後)
- (2) 調査方法:現地確認調査及び記録の確認ならびに必要に応じてヒアリン
 - グ調査を実施する方法
- (3) 調査地域等:計画地内
- (4) 調査期間等:施設の稼働が定常状態になった時期(2024年5月)の1回を

予定

第 10-1 表(17) 環境影響評価総括表(振動:供用による影響-資材・製品・人等の運搬・輸送)

環境影響要素 振動

環境影響要因 供用による影響(資材・製品・人等の運搬・輸送)

現 況

1. 現地調査

●道路交通振動

道路交通振動の調査を行った周辺道路 2 地点 (地点 1 及び 2) の振動レベルの 80% レンジ上端地 (L_{10}) は、昼間 $45\sim51$ デシベル、夜間 $34\sim44$ デシベルであり、いずれの地点、時間帯においても道路交通振動に係る要請限度を下回る結果となった。

最も振動レベル (L_{10}) が大きかったのは、地点 1 の昼間 51 デシベルであった。

調査地点		用途地域	区域区分	時間の区分**1	振動レベル <i>L</i> ₁₀ (デシベル)	規制基準 ^{*2} <i>L</i> ₁₀ (デシベル)
1	臨港道路蒲生幹線	工業事件	笠 0 径 0 位	昼間	51	70
1		工業地域	第2種区域	夜間	44	65
	県道 139 号	第1種	第1	昼間	45	65
2		住居地域	第1種区域	夜間	34	60

※1:時間の区分は、昼間8:00~19:00、夜間19:00~8:00とした。

※2: 道路交通振動の要請限度(平成13年3月5日 環境省令第5号)を示す。

●道路交通振動

資材・製品・人等の運搬・輸送に係る振動レベルは、予測地点において昼間は $45\sim51$ デシベル、夜間は $44\sim47$ デシベルであり、全ての地点で振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度を下回る。

予測結果

	予測地点		時間の 区分 ^{※1}	予測時間帯に おける現況の 振動レベル $L_{10}*$	による振動 レベルの増分 <i>△L</i>	供用後の 振動レベル 〔評価値〕 <i>L</i> ₁₀	要請限度※2
ı				A	В	C=A+B	$L_{ m Aeq}$
ı				(デシベル)	(デシベル)	(デシベル)	(デシベル)
l	1	臨港道路蒲生幹線	昼間	50.7	0.0	50.7 [51]	70
l	1	師伦坦蹈佣生幹 脉	夜間	46. 9	0. 1	47.0 (47)	65
l		旧光 190 日	昼間	44.8	0. 1	44.9 [45]	65
l	2	県道 139 号	夜間	42.9	0.9	43.8 [44]	60
l			昼間	44.6	0. 1	44.7 (45)	70
	3	高砂駅蒲生線	夜間	44. 4	0. 4	44.5 [45]	65

※1:時間の区分は、昼間8:00~19:00、夜間19:00~8:00を示す。

※2:要請限度は、道路交通振動に係る要請限度を示す。

環境の保全及び創造のための措置 資材・製品・人等の運搬・輸送に伴う振動への影響を可能な限り低減するた

め、以下の措置を講ずることとする。

- ・車両の点検・整備:運搬車両の点検・整備を適切に行う。
- ・工程の平準化:定期点検時の関係車両及び燃料輸送の車両については、工程の平準化を図り、効率的(台数・時間の削減、一度の輸送量を可能な限り大きくするなど)な運行に努める。
- ・作業員教育:工事車両の運転者へは、不要なアイドリングや空ふかし、過積 載や急加速等の高負荷運転をしないよう指導・教育する。
- ・低排出ガス認定車両・低燃費車の採用:供用時の車両は、低排出ガス認定車 両や低燃費車(燃費基準達成車)の採用に努める。

評 価

●回避・低減に係る評価

環境保全措置として、運搬車両の定期的な点検・整備、定期点検時の関係車両及び燃料輸送の車両の工程の平準化、効率的な運行に努めること、作業員への指導・教育、低排出ガス認定車両や低燃費車(燃費基準達成車)の採用に努めることにより振動の抑制が図られていることから、資材・製品・人等の運搬・輸送に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

●基準や目標との整合性に係る評価

各地点で要請限度に適合していることから、基準との整合が図られているものと評価する。

事後調查計画

- (1)調査項目:資材等の運搬に伴う振動レベル (L₁₀)、交通量、供用時車両 (台数・走行経路)
- (2) 調 査 方 法:振動レベル・・・「8.3 振動」の現地調査の方法に準拠 交通量・・・「8.2 騒音」の現地調査の方法に準拠 供用時車両・・・現地確認調査及び記録の確認並びに必要に応じ てヒアリング調査を実施

(3) 調査地域等:振動レベル、交通量…供用時車両の走行を計画している3地

点(地点1~3) 供用時車両…計画地内

- (4) 調査期間等: 供用時の車両の影響が最大となる定期点検時(2024年8月を 予定)の1回×7日間を予定
- (1) 調 査 項 目:環境保全措置の実施状況(供用後)
- (2) 調 査 方 法:現地確認調査及び記録の確認ならびに必要に応じてヒアリング調査を実施する方法
- (3) 調査地域等:計画地内
- (4) 調査期間等: 供用時の車両の影響が最大となる定期点検時(2024年8月を

予定

第 10-1 表(18) 環境影響評価総括表(振動:供用による複合的な影響-施設の稼働及び資材・製品・人等の運搬・輸送)

環境影響要素 環境影響要因

供用による複合的な影響(施設の稼働及び資材・製品・人等の運搬・ 輸送)

現 況

1. 現地調査

●環境振動、道路交通振動

環境振動調査を行った地点Bの騒音レベルの80%レンジ上端値(L₁₀)は、昼間34デシ ベル、夜間26デシベルであった。

また、道路交通振動の調査を行った周辺道路2地点(地点1及び2)の振動レベルの80% レンジ上端地 (L_{10}) は、昼間 $45\sim51$ デシベル、夜間 $34\sim44$ デシベルであり、いずれの 地点、時間帯においても道路交通振動に係る要請限度を下回る結果となった。

最も振動レベル (L_{10}) が大きかったのは、地点 1 の昼間 51 デシベルであった。

	調査地点	用途地域	区域区分	時間の 区分 ^{※1}	振動 レベル <i>L</i> ₁₀ (デシベル)	規制基準 ^{※2} L ₁₀ (デシベル)
В	蒲生字東屋敷添付近 最寄の人家	準工業地域	第2種区域	昼間	34	_
1	吃进光的本件政治	十	然 。任民社	昼間	51	70
1	臨港道路蒲生幹線	工業地域	第2種区域	夜間	44	65
	第1種		## . AT 1 N	昼間	45	65
2	県道 139 号	住居地域	第1種区域	夜間	34	60

※1:時間の区分は、昼間8:00~19:00、夜間19:00~8:00とした。

※2:地点Bは環境振動であり、規制基準の適用はない。

地点1及び2は道路交通振動の要請限度(平成13年3月5日 環境省合第5号)を示す。

●複合予測地点及び複合予測値

資材等の運搬及び重機の稼働に伴う複合振動の予測地点は、重機の稼働における予測地点のうち、 供用時車両の走行経路に該当する地点1及び地点2の2地点とした。

予測結果

工事による複合影響の昼間の予測値は38~51 デシベル、夜間は38~47 デシベルであり、振動規制 ┃ ●回避・低減に係る評価 法に基づく道路交通振動の要請限度を下回る。

		関係	系車両の予測編	計果	施設の稼		
		現況の振	供用時車	供用後の	働の振動	複合	
		動レベル	両による	振動レベ	レベル	予測結果	
複合 予測 地点	時間の	又は予測	振動レベル	ル	予測値	〔評価値〕	要請限度*2
	区分	値	の増加分				
		A	В	C=A+B	D	E=C+D	
		L_{10}	ΔL	L_{10}	L_{10}	L_{A10}	
		(dB)	(dB)	(dB)	(dB)	(dB)	(dB)
地点 1	昼間	50. 7	0.0	50.7	<10	50.7 [51]	70
地点 1	夜間	46. 9	0.1	47.0	<10	47.2 [47]	65
tat to a	昼間	44. 6	0.1	44. 7	<10	44.7 [45]	70
地点 3	夜間	44. 4	0.1	44. 5	<10	44. 5 [45]	65
	昼間	38. 4	0.0	38. 4	<10	38.4 [38]	55
地点 B	夜間	38. 3	0.0	38. 3	<10	38.3 (38)	55

注:地点1及び地点2は沿道の要請限度、地点Bは振動の感覚閾値である。

環境の保全及び創造のための措置

工事に係る資材等の運搬及び重機の稼働に伴う振動の複合的な影 響を可能な限り低減するため、それぞれの措置を講ずることとする。

評 価

環境保全措置として、低騒音型機器の採用、振動発生源となる機器 は基礎を強固にし、振動伝播の低減を図ること等の防振対策を実施、 運搬車両の定期的な点検・整備、定期点検時の関係車両及び燃料輸送 の車両の工程の平準化、効率的な運行に努めること、作業員への指 導・教育、低排出ガス認定車両や低燃費車(燃費基準達成車)の採用 に努めることにより振動の抑制が図られていることから、工事に係る 資材等の運搬及び重機の稼働に伴う振動への複合的な影響は、実行可 能な範囲で回避・低減が図られているものと評価する。

●基準や目標との整合性に係る評価

工事に係る資材等の運搬及び重機の稼働に伴う複合的な振動レベ ルは、「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度に適合している ことから、基準と整合が図られているものと評価する。

事後調査計画

- (1) 調 査 項 目:資材等の運搬及び重機の稼働に伴う振動レベル (L_{10})
- (2) 調査方法: 「8.3 振動」の現地調査の方法に準拠
- (3) 調査地域等:複合予測を実施した保全対象2地点(地点A及びB)
- (4) 調査期間等:供用時の車両と同じ定期点検時を予定
- (1) 調 査 項 目:環境保全措置の実施状況(工事中)
- (2) 調査方法:現地確認調査及び記録の確認ならびに必要に応じて ヒアリング調査を実施する方法
- (3) 調査地域等:計画地内
- (4) 調査期間等: 供用時の車両と同じ定期点検時

第 10-1 表 (19) 環境影響評価総括表(低周波音ー施設の稼働)

環境影響要素 低周波音

環境影響要因 供用による影響 (施設の稼働)

現況

1. 現地調査 ●敷地境界の低周波音

G 特性音圧レベル (Lee) は、敷地境界の地点 A が昼間 68 デシベル、夜間 69 デシベルで あり、人家近傍の地点の地点 B が昼間 68 デシベル、夜間 67 デシベルである。

	時間の区分	ì	昼間 (8~19 時)	夜間 (19~8 時)
	天気	快晴のち薄曇	薄曇	
最	:多風向(16力	NW, N, SE 系	WNW, NW, NNW	
	風速 (m/s)	1.5~4.1	1.5~2.8	
	気温 (℃)		12.6~19.7	7.9~14.9
	湿度 (%)		38~69	56~84
本にしなれ	地点	調査場所	測定値	測定値
音圧レベル (デジベル)	A	敷地境界	68	69
	В	人家近傍の地点	68	67

※1:時間の区分は、朝(6~8時)、昼間(9~19時)、夕(19~22時)、夜間(22~6時)とした。

●環境の低周波音

低周波音の周波数別分析結果(平特性)によると卓越周波数は地点 B の昼間は 1Hz で 65 デシベル、夜間は 1Hz 及び 50Hz で 58 デシベルである。

中心周波数	地	点 A	地	点 B
(Hz)	昼間	夜間	昼間	夜間
OA	70	69	72	67
1	62	62	65	58
1. 25	61	60	64	56
1.6	58	57	63	54
2	57	54	62	53
2.5	56	52	60	51
3. 15	55	52	59	51
4	52	51	55	50
5	52	52	52	51
6.3	53	52	51	50
8	52	52	51	50
10	53	54	52	52
12.5	52	53	52	52
16	54	55	54	53
20	54	55	54	54
25	55	54	55	55
31.5	55	54	55	54
40	57	55	57	55
50	61	58	60	58
63	62	57	59	55
80	56	56	56	53

※1:時間の区分は、昼間6:00~22:00、夜間22:00~6:00とした。 ※2:単位はデシベルで、網掛はその時間帯における卓越周波数帯を示す。

●施設の稼働に伴う低周波音の音圧レベル

G 特性音圧レベル (LGeq) の予測結果は、敷地境界の地点 A において昼間 69 デシベル、 夜間も69 デシベルである。また、同様に最寄の人家付近の地点Bの予測結果は昼間68 デ シベル、夜間 67 デシベルであり、いずれの地点の各時間帯とも睡眠影響が現れ始めると される 100 デシベルを下回ると予測される。

予測結果

低周波音の各周波数帯別の予測結果(平坦特性)は、最寄の人家付近の地点Bにおいて 昼間 51~60 デシベル、夜間 50~58 デシベルと予測され、建具のがたつきが始まる音圧レ ベルをいずれの周波数帯も下回っている。また、圧迫感・振動感を感じる音圧レベルの「よ くわかる・不快な感じがしない」レベル以下となっており、いずれの周波数帯も、「圧迫 感・振動感」を感じる低周波音レベルに達していない。

		昼	間(6~22 時))	夜間)		
地点	予測値	現況 実測値	合成値	増加分	現況 実測値	合成値	増加分	参考値
		A	В	C=B-A	A	В	C=B-A	
A	64.6	68. 2	68.9 [69]	0.7	68.6	69.3 [69]	0.7	100

		昼間 (6~22 時)			夜間	引 (22~6 時)		
地点	予測値	現況 実測値	合成値	増加分	現況 実測値	合成値	増加分	参考値
		A	В	C=B-A	A	В	C=B-A	
В	48.9	68.3	68.3 [68]	0.0	67.3	67.3 [67]	0.0	100

※1:時間の区分は、昼間6:00~22:00、夜間22:00~6:00を示す。

※2;参考値の比較・判定は、小数点以下第一位を四捨五入し丸めた上で行う。

※3:参考値は「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年、環境庁)により、睡眠影響 が現れ始める100デシベルとした。

	т.			昼間			夜間	
	中心	予測	現況	合成値	増加分	現況	合成値	増加分
地点	周波数	値	実測値			実測値		
	(Hz)		A	В	C=B-A	A	В	C=B-A
	5	39. 5	52. 5	52. 7	0.2	52. 2	52.4	0.2
	6.3	42.0	52. 9	53. 2	0.3	51.7	52. 1	0.4
	8	47. 4	51.7	53. 1	1.4	51. 9	53. 2	1.3
	10	50.2	52. 7	54. 6	1.9	53. 5	55. 2	1.7
	12.5	55.0	52. 3	56. 9	4.6	52.8	57.0	4.2
	16	57.6	54.3	59. 3	5.0	55. 3	59.6	4. 3
A	20	59. 1	53. 7	60. 2	6.5	54. 6	60.4	5.8
	25	59.4	54.6	60.6	6.0	54. 4	60.6	6. 2
	31.5	50.7	54. 9	56. 3	1.4	54. 3	55. 9	1.6
	40	38.9	57. 1	57. 2	0.1	54. 9	55.0	0.1
	50	35. 3	60.5	60. 5	0.0	58. 2	58. 2	0.0
	63	24. 1	61.7	61. 7	0.0	56.8	56.8	0.0
	80	12.9	56.0	56. 0	0.0	55. 6	55. 6	0.0
	5	22. 1	52. 4	52. 4	0.0	50. 7	50.7	0.0
	6.3	25.0	51.3	51. 3	0.0	49.6	49.6	0.0
	8	30.8	50.5	50. 5	0.0	50.3	50.3	0.0
	10	34.0	51.8	51. 9	0.1	52. 4	52. 5	0.1
	12.5	38.9	52. 4	52. 6	0.2	52. 3	52. 5	0.2
	16	41.7	53.6	53. 9	0.3	53.0	53. 3	0.3
В	20	43.5	53. 9	54. 3	0.4	53.9	54.3	0.4
	25	43.9	55. 2	55. 5	0.3	54.6	55.0	0.4
	31. 5	35. 3	54.8	54.8	0.0	54. 3	54. 4	0.1
	40	22.8	57. 1	57. 1	0.0	54.8	54.8	0.0
	50	19.5	59.8	59.8	0.0	58. 1	58. 1	0.0
	63	14.4	58. 5	58. 5	0.0	55. 3	55.3	0.0
	80	0.0	55.8	55.8	0.0	53. 4	53. 4	0.0

環境の保全及び創造のための措置

施設の稼働に伴う騒音への影響を可能な限り低減するため、以下の措置を講 ずることとする。

・低周波音の発生源となる機器については、可能な限り屋内への設置を図ると ともに、屋外へ設置する場合には、防音壁や防音カバーの取り付け等の防音 対策を実施する。

評価

●回避・低減に係る評価

環境保全措置として、低周波音の発生源となる機器については、可能な限り 屋内への設置を図るとともに、屋外へ設置する場合には、防音壁や防音カバー の取り付け等の防音対策を実施することから、施設の稼働に伴う低周波音の影 響は、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

●基準や目標との整合性に係る評価

G 特性音圧レベル (LGeg) の予測結果は、いずれの地点の各時間帯とも睡眠 影響が現れ始めるとされる100デシベル(「低周波音の測定方法に関するマニュ アル」(平成12年、環境庁)を下回ると予測される。

施設の稼働に伴う平坦特性の予測結果は、人家が存在する地点Bで、建具の がたつきが始まる音圧レベル(「環境アセスメントの技術」(平成11年、社団法 人環境情報科学センター))を全ての周波数帯で下回る。また、圧迫感・振動感 を感じる音圧レベルと比較すると、各周波数帯とも「よくわかる・不快な感じ がしない」レベル以下となっており、ともに、「圧迫感・振動感」を感じる低周 波音レベルに達していない。

以上のことから、、上記基準との整合が図られているものと評価する。

事後調査計画

周波数別の音圧レベル及び G 特性音圧レベル

(1) 調 査 項 目:施設の稼働に伴う低周波音

(2) 調 査 方 法: 「8.4 低周波音」の現地調査の方法に準拠

(3) 調査地域等:民家側の敷地境界の地点 A 及び最寄の人家付近の地点 B の 2

(4) 調査期間等:施設の稼働が定常状態になった時期(2024年5月)の1回×

24 時間を予定

(1) 調 査 項 目:環境保全措置の実施状況(供用後)

(2) 調査方法:現地確認調査及び記録の確認並びに必要に応じてヒアリング

調査を実施する方法

(3) 調査地域等:計画地内

(4) 調査期間等:施設の稼働が定常状態になった時期(2024年5月)を予定

第10-1表(20) 環境影響評価総括表(植物(蒲生干潟・七北田川河口):供用による影響ー施設の稼働)

環境影響要素 植物 (蒲生干潟・七北田川河口)・・・簡略化項目 環境影響要因 供用による影響 (施設の稼働)

現況

1. 現地調査

●植物相の現地調査結果

夏季調査で35科117種、秋季調査で40科156種、合計43科172種の植物が確認された。 蒲生干潟の堤防周辺の乾性草地では、ススキやイタチハギ、ヨモギ、ツルマメ、メマツヨイグサ 等が確認され、湿性草地では、ヨシやアイアシ、シオクグ等が確認された。干潟や砂浜などの海 浜環境では、オニハマダイコンやハマニガナ、ギョウギシバ、コウボウシバ、ハマエンドウ等が 確認された。

	分類群				夏季		秋季		計
					種数	科数	種数	科数	種数
シダ植物				1	1	1	1	1	1
	裸子植物			1	1	1	1	1	1
種子	₩₩ →	双子葉植物	離弁花類	19	48	24	68	26	75
植物	被子 植物		合弁花類	9	29	10	45	10	47
	但初	単子葉植物		5	38	4	41	5	48
合計				35 科	117種	40 科	156 種	43 科	172 種

●重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況

現地調査で確認された種を対象として重要な種を選定した結果、合計 8 科 13 種の植物が該当した。

						重	要和	重選	定基注	隼		調本	時期
No.	分類群	科名	種名						VIII			1171 日	F1 791
110.	73 ARAIT	7120	1五7日	Ι	П	Ш	VII	1	(2)	3	夏季	秋季
								(I)	3	5	0	及于	W.T
1	離弁花類	クルミ	オニグルミ						В	•	0	0	
2		アカザ	ハママツナ				NT	2	•	В	\circ	\circ	0
3		バラ	カジイチゴ					1, 2	•	С		\circ	0
4	合弁花類	ヒルガオ	ハマヒルガオ						•	В	0	\circ	0
5		ゴマノハグサ	ウンラン						•	С		\circ	0
6		オオバコ	オオバコ						•	٠	0	\circ	0
7	単子葉植物	イネ	ヤマアワ						•	В		\circ	0
8			メヒシバ						•	٠	0	\circ	0
9			ハマニンニク					1, 4	•	С	0	\circ	0
10			ケカモノハシ						•	В	\circ	\circ	0
11			アイアシ				NT	1	•	С	0	\circ	0
12			ヨシ						С	С	0	0	0
13		カヤツリグサ	コウボウムギ						•	В	0	0	0
	3 類	8科	13 種	0	0	0	2	4	13	13	10	13	12
	り規	0 17	15 作里	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種

予測結果

●供用による影響の予測結果

蒲生干潟及び七北田川河口付近で重要な植物が合計8科13種確認された。

施設の稼働に伴う大気質の予測結果によると、将来環境濃度に対する本事業の寄与率は、二酸化硫黄が 1.0%、二酸化窒素が 0.2%、浮遊粒子状物質が 0.0%となっている

以上のことから、供用による影響 (施設の稼働) による重要な植物への影響は小さいと予測する。

項目	本事業による寄与濃度 A	将来環境濃度 B	寄与率(%) A/B×100
二酸化硫黄	0.00001	0. 001020	1.0
二酸化窒素	0.00002	0.009050	0.2
浮遊粒子状物質	0.000005	0.031013	0.0

注. 将来環境濃度は、現況の環境濃度、他事業寄与濃度及び本事業の寄与濃度の合計であり、寄与率は将来環境濃度に対する寄与率である。

環境の保全及び創造のための措置

施設の稼働に伴う二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質への影響を 可能な限り低減するため、以下の措置を講ずることとする。

- ・燃料として使用する木質ペレット等 (バイオマス燃料) は、硫黄、窒素及 び灰分など基準に沿った良質の燃料を用いることにより、排出ガス濃度を 低減する。
- ・排ガス濃度を可能な限り下げるように、含有物質の性状等に配慮した良質 な燃料の調達に努める。
- ・排ガス処理設備として、脱硫・脱硝装置及びバグフィルターを設置し、適切な運転管理及び定期点検を行うことにより、排ガス処理効率を高く維持し、排ガス濃度を低減する。
- ・定期的な設備の点検・整備を行うことにより、排出ガス濃度を基準値内に抑える。
- ・排出ガス濃度については、ばい煙発生施設に硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんの排出濃度等に関わる自動測定装置を設置し、常時監視を行う。

評 価

(1) 回避・低減に係る評価

本事業の実施にあたっては、基準に沿った良質の燃料を用いることにより、排出ガス濃度を低減する。また、排ガス処理設備として、脱硫・脱硝装置及びバグフィルターを設置し、適切な運転管理及び定期点検を行うことにより、処理効率を高く維持し、排ガス濃度を低減する。さらに、定期的な設備の点検・整備を行うことにより、排出ガス濃度を基準値内に抑えること、排出ガス濃度は、ばい煙発生施設に硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんの排出濃度等に関わる自動測定装置を設置し、常時監視を行うことにより大気質の抑制が図られているため、将来環境濃度に対する本事業の寄与率は、二酸化硫黄が1.0%、二酸化窒素が0.2%、浮遊粒子状物質が0.0%と小さい。

以上のことから、施設の稼働に伴う植物への影響は、実行可能な範囲内で 影響の低減が図られているものと評価する。

事後調査計画

(1) 調査項目:植物相

(2) 調査方法: 植物相・・・調査範囲内を任意に踏査し、生育が確認されたシダ 植物以上の高等植物(維管束植物)を記録する

(3) 調査地域等:蒲生干潟及び七北田川河口

(4) 調査期間等:施設の稼働が定常状態になった時期

(2023年の秋季、2024年の夏季を予定)

(1) 調査項目:環境保全措置の実施状況(供用時)

(2) 調 査 方 法:現地確認調査及び記録の確認並びに必要に応じヒアリング

調査を実施する方法

(3) 調查地域等:計画地内

(4) 調査期間等:現地確認調査…施設の稼働が定常状態になった時期(2023

年9月以降)の1回を予定

第 10-1 表(21) 環境影響評価総括表(動物(蒲生干潟・七北田川河口):存在による影響及び供用による影響ー施設の稼働)

環境影響要素 動物 (蒲生干潟・七北田川河口)・・・簡略化項目 環境影響要因 存在による影響及び供用による影響 (施設の稼働)

11による影響(旭政の修明)

現 況

1.現地調査

●動物相の調査結果

哺乳類

春季調査では1目1科1種、夏季調査では1目1科2種、秋季調査では1目1科2種、合計 1目1科2種の哺乳類が確認された

- ② 鳥類
- a. 鳥類相

冬季調査では 9 目 18 科 34 種、春季調査では 10 目 20 科 38 種、夏季調査では 9 目 22 科 31 種、秋季調査では 10 目 19 科 32 種、合計 13 目 27 科 63 種の鳥類が確認された

b. 猛禽類

本調査で確認された希少猛禽類は、ミサゴ、ノスリ及びチョウゲンボウの3種であった。

③ 爬虫類·両生類

春季調査、夏季調査、秋季調査のいずれにおいても、両生類及び爬虫類は確認されなかった。

④ 昆虫類

春季調査では8目36科45種、夏季調査では8目37科61種、秋季調査では8目41科57種、合計8目72科137種の昆虫類が確認された

⑤ 魚類

冬季調査では4目5科10種、春季調査では7目13科26種、夏季調査では10目25科38種、秋季調査では5目11科21種、合計10目30科52種の魚類が確認された

⑥ 底生動物

春季調査で23目43科58種、夏季調査で20目52科69種、秋季調査で18目42科58種、合計27目63科88種の底生動物が確認された

●重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況

現地調査で確認された種を対象として重要な種を選定した結果、哺乳類 1 種、鳥類 20 種、昆虫類 6 種、魚類 6 種、底生動物 21 種の動物が該当した。

●存在による影響の予測結果

ヒバリについては、現地調査では四季をとおして確認され、計画地では春季及び秋季に飛翔が確認されたが、計画地周辺でも広く確認された。工作物等の出現により生息場所の一部が消失するが、ヒバリは計画地周辺でも広く確認されている。また、新たに設置する緑地の在来種の常緑樹を植栽するなど、できる限り周囲の生態系や景観に配慮した緑化計画とすること、緑地は設置後3年程度は生育状況を確認し、必要に応じて追加植栽すること、緑地については、剪定・施肥・病害虫防除・除草等の適切な維持管理を行い、樹木等の健全な育成を図ることから、ヒバリは、緑地を生息場所の一部として利用することが可能であると考えられる。以上のことから、工作物等の出現によるヒバリへの影響は小さいと予測する。

予測結果

猛禽類の現地調査では、ミサゴ及びノスリは四季をとおして確認され、チョウゲンボウは夏季及び秋季に計画地及びその周辺で確認されたが、いずれの種も営巣は確認されず、計画地の利用は上空通過のみであった。工作物等の出現により生息場所の一部が消失するが、建屋及び排気筒の高さは可能な限り抑えるとともに、計画構造物は街並みと違和感のない形態・意匠とすることで、周辺に調和するように配慮したものとすること、緑地については、在来種の常緑樹を植栽するなど、できる限り周囲の生態系に配慮した緑化計画とすること、緑地は設置後、3年程度は生育状況を確認し、必要に応じて追加植栽すること、緑地については、剪定・施肥・病害虫防除・除草等の適切な維持管理を行い、樹木等の健全な育成を図ることから、ミサゴ、ノスリ及びチョウゲンボウは緑地を生息場所の一部として利用することが可能であると考えられる。

以上のことから、工作物等の出現によるミサゴ、ノスリ及びチョウゲンボウ への影響は小さいと予測する

●供用による影響の予測結果

蒲生干潟及び七北田川河口付近で確認された重要な動物は、哺乳類1種、鳥類23種、昆虫類6種、魚類6種、底生動物21種であった。

施設の稼働に伴う大気質の予測結果によると、将来環境濃度に対する本事業の寄与率は、二酸化硫黄が 1.0%、二酸化窒素が 0.2%、浮遊粒子状物質が 0.0% となっている。

以上のことから、供用による影響(施設の稼働)による重要な植物への影響 は小さいと予測する。

項目	本事業による寄与濃度	将来環境濃度	寄与率(%)
垻 目	A	В	A/B×100
二酸化硫黄	0.00001	0. 001020	1. 0
二酸化窒素	0.00002	0.009050	0.2
浮遊粒子状物質	0. 000005	0. 031013	0.0

注. 将来環境濃度は、現況の環境濃度、他事業寄与濃度及び本事業の寄与 濃度の合計であり、寄与率は将来環境濃度に対する寄与率である。

環境の保全及び創造のための措置

- ●存在による影響を可能な限り低減するため、以下の措置を講ずることとする。・建屋及び排気筒の高さは可能な限り抑えるとともに、計画構造物は街並みと違和感のない形態・意匠とすることで、周辺に調和するように配慮する。
- ・緑地については、在来種の常緑樹を植栽するなど、できる限り周囲の生態系に配 慮した緑化計画とする。
- ・緑地は設置後、3年程度は生育状況を確認し、必要に応じて追加植栽する。
- ・緑地については、剪定・施肥・病害虫防除・除草等の適切な維持管理を行い、樹木等の健全な育成を図る。
- ●施設の稼働に伴う二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質への影響を可能な限り低減するため、以下の措置を講ずることとする。
- ・燃料として使用する木質ペレット等 (バイオマス燃料) は、硫黄、窒素及び灰分 など基準に沿った良質の燃料を用いることにより、排出ガス濃度を低減する。
- ・排ガス濃度を可能な限り下げるように、含有物質の性状等に配慮した良質な燃料の調達に努める。
- ・排ガス処理設備として、脱硫・脱硝装置及びバグフィルターを設置し、適切な運転管理及び定期点検を行うことにより、排ガス処理効率を高く維持し、排ガス濃度を低減する。
- ・定期的な設備の点検・整備を行うことにより、排出ガス濃度を基準値内に抑える。 ・排出ガス濃度については、ばい煙発生施設に硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん の排出濃度等に関わる自動測定装置を設置し、常時監視を行う。

評価

(1) 回避・低減に係る評価

●存在による影響

本事業の実施にあたっては、建屋及び排気筒の高さは可能な限り抑えるとともに、色彩は、周辺環境と調和するように配慮したものとする。また、新たに設置する緑地については、在来種の常緑樹を植栽するなど、できる限り周囲の生態系に配慮した緑化計画とする。さらに、緑地は設置後、3年程度は生育状況を確認し、必要に応じて追加植栽することにより、工作物等の出現による影響の抑制が図られている。

以上のことから、工作物等の出現による鳥類への影響は、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

●供用による影響

本事業の実施にあたっては基準に沿った良質の燃料を用いることにより、排出ガス濃度を低減する。また、排ガス処理設備として、脱硫・脱硝装置及びバグフィルターを設置し、適切な運転管理及び定期点検を行うことにより、処理効率を高く維持し、排ガス濃度を低減する。さらに、定期的な設備の点検・整備を行うことにより、排出ガス濃度を基準値内に抑えること、排出ガス濃度は、ばい煙発生施設に硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんの排出濃度等に関わる自動測定装置を設置し、常時監視を行うことにより大気質の抑制が図られているため、将来環境濃度に対する本事業の寄与率は、二酸化硫黄が1.0%、二酸化窒素が0.2%、浮遊粒子状物質が0.0%と小さい。

以上のことから、施設の稼働に伴う植物への影響は、実行可能な範囲内で影響の 低減が図られているものと評価する。

事後調査計画

(1) 調査項目:動物相

(2) 調査方法:調査範囲内を任意に踏査し、哺乳類、鳥類相及び猛禽類、爬虫類両生類、昆虫類、魚類、底生動物の調査結果を記録する。

(3) 調査地域等:蒲生干潟及び七北田川河口

(4) 調査期間等:施設の稼働が定常状態になった時期(2023年9月以降)

鳥類、猛禽類及び魚類:4季

哺乳類、爬虫類・両性類、昆虫類、底生生物:3季

(1) 調 査 項 目:環境保全措置の実施状況(供用時)

(2) 調 査 方 法:現地確認調査及び記録の確認並びに必要に応じヒアリング調査を 実施する方法。

(3) 調査地域等:計画地内

(4) 調査期間等:現地確認調査…施設の稼働が定常状態になった時期(2023年9

月以降)の1回

第 10-1 表(22) 環境影響評価総括表(景観、自然的景観資源:存在による影響)

環境影響要素 景観:自然的景観資源、文化的景観資源、眺望 環境影響要因 存在による影響 現 況 予測結果 環境の保全及び創造のための措置

1. 現地調査

●景観資源の状況

自然景観資源の長浜及びその隣接地で、サーフィンや蒲生干潟で野鳥観察する際に、蒲生 干潟越しに計画地が眺望される。

事業計画地周辺には、特筆すべき地形、地質・自然現象、自然的景観資源、歴史的・文化的景観資源の分布はないが、なかの伝承の丘は西側から、計画地の南端方向に拝礼するように設置されていることから、慰霊碑越しに計画地を眺望することができる。

●主要な眺望点

主要な眺望点候補地については、「仙台港中央公園」、「向洋海浜公園」、「貞山堀」、「仙台市農業園芸センター」、「長浜」、「なかの伝承の丘」の6地点を主要な眺望点として選定した。

	Uh F 0 7 14		計画地かり	うの距離		42024
No	地点の名称	方向	距離(km)	見え方	視認性	視認の予想
1	仙台港中央公園	北西	1.7	中景	Δ	排気筒の上部が一部 視認できると予想さ れる。
2	向洋海浜公園	北東	1.4	中景	0	主要な位置から計画 地方向は樹林地で遮 られ眺望できないが、 駐車場の北西端から 視認可能である。
3	貞山堀	北北東	1.3	中景	Δ	南蒲生浄化センター や鉄塔の背後に排気 筒の上部が一部視認 できると予想される。
4	農業園芸センター	南西	4.0	遠景	0	発電設備の構造物や 排気筒が視認できる。
5	長浜	東	1.0	中景	0	堤防の背後に排気筒 や構造物が視認でき る。
6	なかの伝承の丘	西南西	0.2	近景	0	慰霊碑の正面は敷地 の南端に当たり、北東 方向には発電設備の 構造物や排気筒が目 前に眺望される。

●景観資源への影響の予測結果

本事業の実施により予測地域内に分布する景観資源を直接改変することはない。自然的景観資源である「長浜」からは「蒲生干潟」越しに計画地が眺望され、また、文化的景観資源の「なかの伝承の丘」は計画地に隣接しており、拝礼方向に計画地が位置していることから、丘の上からは慰霊碑越しに計画地が眺望される。したがって、景観資源である「長浜」、「蒲生干潟」及び「なかの伝承の丘」は、施設の存在の伴う景観資源への影響は小さくないと予測される。

●主要な眺望点の予測結果

No	眺望地点	計画地からの距離	仰角	眺望の変化
1	仙台港中 央公園	約 1.7km	2°	計画地方向には、中央から左側には工場等の建物が視認され、中央から右手前にかけては樹林が視認される。 将来は中央付近の看板とその右側の建物の隙間に納まるように発電設備のボイラ、排気筒及びサイロの上部が視認されており色彩も周辺の建物や空に調和していることから眺望景観の変化は小さいものと予測される。
2	向洋海浜 公園	約 1.4km	4°	計画地方向の中心付近に電柱及び送電鉄塔が視認され、中央から左側は草地、右側には事業所等の建物がいくつか視認されている。また、送電鉄塔の奥には七北田川堤防や蒲生干潟西側の堤防が視認され、その上部は白色から薄水色の空となっている。将来は送電鉄塔の背後から右側にサイロ、ボイラが視認されているが中央付近の送電鉄塔や送電線の高さ程度に納まるとともに色彩も周辺の景色と調和していることから、眺望景観の変化は小さいものと予測される。
3	貞山堀	約 1.3km	3°	計画地方向の右側にはクリーム色の南蒲生浄場の構造物が視認される。また、中央から左側にかけては3ヶ所樹林が視認され中央には送電鉄塔が建立する。 将来は中央付近の送電鉄塔の背後にボイラ及びタービン建屋が視認されているが、周辺の構造物や樹林地の高さの範囲程度に納まっており、色彩も周辺の構造物や空の色と調和していることから、眺望景観の変化は小さいものと予測される。
4	仙台市農 業園芸セ ンター	約 4.4km	0.5°	計画地方向は手前から芝地、池、その背後に農地が広がる。また、遠方には樹林及び建物等が視認される。 将来は中央付近にボイラ及びサイロが視認されるが、 これらは遠方の樹林・建物の高さと同程度となっており、色彩も周辺と調和していることから、眺望景観の変化は小さいものと予測される。
5	長浜	約 1.1km	1°	計画地方向には前面から砂浜、蒲生干潟の植物・水面、 防潮堤、その背後には数本の松林や事業所の構造物が視 認されている。 将来はサイロ、ボイラ、排気筒、復水器及びタービン 建屋が中央付近に視認されるがこれらの設備はクリー ム色を基調とした色彩としたことから堤防や砂浜の色 と調和しているもののスカイラインは一部分断される ことから眺望景観の変化は小さくないと予測される。
6	なかの 伝承の丘	約 0.2km	1.5°	眺望は右端に七北田川の堤防、正面に慰霊碑、左側に 3ヶ所の松林、その背後に僅かに海が視認されている。 将来は、発電設備を「なかの継承の丘」からの景観に 配慮した配置としたことから、慰霊碑の背後に高さの高 いボイラは視認されず、慰霊碑の左側に設備の中でも高 さの低い復水器、事務棟及びタービン建屋が視認され る。。したがって、眺望景観の変化は小さくないと予測 される。

工作物等の出現に伴う景観への影響を可能な限り低減するため、以下の措置を講ずることとする。

- ・建屋及び排気筒の高さは可能な限り抑えるとともに、計画 構造物は街並みと違和感のない形態・意匠とすることで、 周辺に調和するように配慮する。
- ・設備機器の配置等を工夫して、建屋の高いボイラ建屋はなかの伝承の丘から可能な限り離れた位置に配置する。
- ・敷地境界付近には高い木を植えることで圧迫感を緩和する。

評価

●回避・低減に係る評価

環境保全措置として、建屋及び排気筒の高さは可能な限り 抑えるとともに、計画構造物は街並みと違和感のない形態・ 意匠とすることで周辺に調和するように配慮したこと、設備 機器の配置等を工夫して、建屋の高いボイラ建屋はなかの伝 承の丘から可能な限り離れた位置に配置したこと、及び敷地 境界付近には高い木を植えることで圧迫感を緩和したこと で、景観の変化の抑制が図られていることから、「工作物の 出現による景観資源への影響」及び「工作物等の出現に伴う 景観の変化の影響」は、実行可能な範囲内で影響の低減が図 られているものと評価する。

●目標の整合性に係る評価

本事業においては、建屋及び排気筒の高さは可能な限り抑えるとともに、計画構造物は街並みと違和感のない形態・意匠とすることで周辺と調和するような配慮、設備機器の配置等を工夫して、建屋の高いボイラ建屋はなかの伝承の丘から可能な限り離れた位置への配置及び敷地境界付近には高い木を植えて圧迫感の緩和等を図ることにより、「広々としたゆとりが感じられる景観」、「緑豊かな業務環境としての企業活力を活かした景観」を形成するとともに、ウォーターフロントへの発電設備等の設置により、「にぎわいのある景観」の形成を図ることから、上記目標との整合が図られているものと評価する。

事後調査計画

- (1) 調査項目:工作物等の出現に伴う眺望
- (2) 調査方法: 「8.8 景観」の現地調査の方法に準拠
- (3) 調査地域等:主要な眺望地点の6地点
- (4) 調査期間等:建築工事完了後

2024年の春季、夏季(各地点の代表時期)

- (1) 調査項目:環境保全措置の実施状況(存在)
- (2) 調査方法:現地確認調査及び記録の確認並びに必要に応じてヒアリング調査を実施する方法
- (3) 調査地域等:計画地内
- (4) 調査期間等:

現地確認調査:建築工事完了後2023年9月以降の1回 を予定

第 10-1 表(23) 環境影響評価総括表(自然との触れ合いの場:工事による影響ー資材等の運搬)

環境影響要素 自然との触れ合いの場:交通量 環境影響要因 工事による影響(資材等の運搬)

現況

1. 現地調査

●自然との触れ合いの場の状況

「向洋海浜公園」、「長浜」、「蒲生干潟」において、自然との触れ合いの場の調査結果は以下のとおりである。

調査期間:冬季;平成30年2月4日(日)

春季; 平成30年 5月20日(日)

夏季; 平成30年 8月 5日(日) 秋季: 平成30年10日14日(日)

			朳学;平成30	平10月14日(日)
季節 種類	冬季	春季	夏季	秋季
干潟未利用型 (サーフィン等)	984	1, 416	2, 105	962
干潟生物採取型 (釣り、潮干狩り)	4	56	44	25
環境教育利用型 (野鳥観察、散策)	82	176	36	124
その他(景色鑑賞等)	114	155	677	312

注. 調査時間帯は8時~17時として、1時間ごとの活動者(人数)を集計した。

●活動者のアクセスルート

アクセスルートのアンケートによると、向洋海浜公園から西方向にある県道 10 号線(a) から臨港道路蒲生幹線(d)のルート ad が 145 台と卓越して多く、次はその他のルートから 臨港道路蒲生幹線(d)のルートが 28 人、高砂駅蒲生線(b)から臨港道路蒲生幹線(d)を通る ルートが 10 人である。したがって、自然との触れ合いの場のアクセスする車両は多数が、 臨港道路蒲生幹線(d)を利用している。

●交通量

交通量の調査結果は以下のとおりである。

	路線名 (車線数)	車種		交通量(台)	
調査地点		区分	平成 30 年 1	0月22日6時	1∼23 日 6 時
		四刀	昼間	夜間	全日
	臨港道路	小型車	5, 756	2, 555	8, 311
1	蒲生幹線	大型車	3, 815	1, 364	5, 179
	(4 車線)	合計	9, 571	3, 919	13, 490
	県道 139 号 (2 車線)	小型車	2, 252	833	3, 085
2		大型車	459	81	540
	(2 平水)	合計	2, 711	914	3, 625

- 注:1. 調査地点は第8.1-1図の番号に対応する。
 - 2. 昼間は7時~18時、夜間は18時~7時である。

●工事中の予測結果

工事中の交通量に対する工事用車両の寄与率は2.7~5.8%と予測される。

予測結果

予測	路線名	一般車両	工事車両	合計	寄与率
地点	(車線数)	台	台	台	%
1	臨港道路蒲生幹線 (4 車線)	9, 571	264	9, 835	2. 7
2	県道 139 号 (2 車線)	2, 711	168	2, 879	5. 8
3	高砂駅蒲生線 (2 車線)	7, 008	326	7, 334	4. 4

- 注:1. 予測地点は第8.1-1 図に示す地点1である。
 - 2. 交通量は、工事車両が走行する昼間の時間帯 (7~18 時) とした。

環境の保全及び創造のための措置

資材等の運版に伴う自然との触れ合いの場への影響を可能な限り低減するため、以下の措置を講ずることとする。

- ・工事工程の平準化:工事用車両の一時的な集中を抑制するため、工事工程の 平準化を図り、効率的な運行(台数・時間の削減)に努める。
- ・大型機器のメーカー工場組立て:人家近傍を走行する工事関係車両台数を低減するため、大型機器は可能な限りメーカーの工場で組立てて搬入する。
- ・車両の点検・整備:工事用車両の点検・整備を適切に行う。
- ・残土有効利用:残土運搬車両台数を削減するため、堀削土は、できる限り計 画地内で有効活用する。
- ・作業員教育:工事車両の運転者へは、不要なアイドリングや空ふかし、過積 載や急加速等の高負荷運転をしないよう指導・教育する。

評価

●回避・低減に係る評価

環境保全措置として、工事工程の平準化、工事用車両の点検・整備、作業員 教育を実施することにより振動の抑制が図られていることから、資材等の運搬 に伴う自然との触れ合いの場への影響は、実行可能な範囲内で影響の低減が図 られているものと評価する。

事後調査計画

(1) 調査項目:自然との触れ合いの場の状況、工事用車両(台数・走行経路)、

交通量

(2) 調査方法:自然との触れ合いの場…/現地踏査により調査地点において、

利用者数、利用者の属性、利用内容を把握する。

工事用車両…現地確認調査及び記録の確認並びに必要に応じ

てヒアリング調査を実施

交通量…「8.2 騒音」の現地調査の方法に準拠

(3) 調査地域等:自然との触れ合いの場…向洋海浜公園、長浜、蒲生干潟

工事用車両…計画地内

交通量…工事用車両の走行を計画している3地点(地点1~3)

(4) 調査期間等:工事用車両の影響が最大となる工事開始後12ヶ月目

(2021年11月)の1回を予定

(1) 調 査 項 目:環境保全措置の実施状況(工事中)

(2) 調 査 方 法:現地確認調査及び記録の確認ならびに必要に応じてヒアリン

グ調査を実施する方法

(3) 調査地域等:計画地内

(4) 調査期間等: 現地確認調査…工事用車両の影響が最大となる工事開始後 12

ヶ月目(2021年11月)の1回を予定

第 10-2 表(24) 環境影響評価総括表(自然との触れ合いの場:供用による影響-資材・製品・人等の運搬・輸送)

環境影響要素 自然との触れ合いの場:交通量

環境影響要因 供用による影響(資材・製品・人等の運搬・輸送)

現 況

1. 現地調査

●自然との触れ合いの場の状況

「向洋海浜公園」、「長浜」、「蒲生干潟」において、自然との触れ合いの場の調査結果は 以下のとおりである。

調査期間:冬季;平成30年2月4日(日)

677

春季; 平成30年 5月20日(日)

夏季: 平成30年 8月 5日(日) 秋季·平成30年10月14日(日)

312

			7/1-, 1 2/200	10/111H (H)
季節 種類	冬季	春季	夏季	秋季
干潟未利用型 (サーフィン等)	984	1, 416	2, 105	962
干潟生物採取型 (釣り、潮干狩り)	4	56	44	25
環境教育利用型	82	176	36	124

155

注. 調査時間帯は8時~17時として、1時間ごとの活動者(人数)を集計した。

114

●活動者のアクセスルート

その他 (景色鑑賞等)

アクセスルートのアンケートによると、向洋海浜公園から西方向にある県道 10 号線(a) から臨港道路蒲生幹線(d)のルート ad が 145 台と卓越して多く、次はその他のルートから 臨港道路蒲生幹線(d)のルートが28人、高砂駅蒲生線(b)から臨港道路蒲生幹線(d)を通る ルートが10人である。したがって、自然との触れ合いの場のアクセスする車両は多数が、 臨港道路蒲生幹線(d)を利用している。

●交涌量

交通量の調査結果は以下のとおりである。

	路線名	古任		交通量(台)			
調査地点	調査地点		平成 30 年 10 月 22 日 6 時~23 日 6 目				
	(車線数)	区分	昼間	夜間	全日		
	臨港道路蒲生幹 小		5, 756	2, 555	8, 311		
1	線 (4 車線)	大型車	3, 815	1, 364	5, 179		
		合計	9, 571	3, 919	13, 490		
	県道 139 号	小型車	2, 252	833	3, 085		
2	(2 車線)	大型車	459	81	540		
	(乙 平 形)	合計	2, 711	914	3, 625		

- 注:1. 調査地点は第8.1-1図の番号に対応する。
 - 2. 昼間は7時~18時、夜間は18時~7時である。

予測結果

●供用時の予測結果

供用後の交通量に対する定期点検時の車両の寄与率は 0.9~3.3%である。

供用後の交通量の寄与率の予測結果

予測 地点	路線名 (車線数)	一般車両	定期点検 時の車両	合計	寄与率
地点	(早禄叙)	台	台	台	%
1	臨港道路蒲生幹線 (4 車線)	9, 571 (144)	92	9, 807	0.9
2	県道 139 号 (2 車線)	2, 711	92	2, 803	3. 3
3	高砂駅蒲生線 (2 車線)	7, 008	93	7, 101	1.3

- 注:1. 調査地点は、第8.1-1 図に示す地点1である。
 - 2. 交通量は、定期点検時の車両が走行する昼間の時間帯 (7~18 時) とした。
 - 3. () 内は他事業の PKS を輸送するトラックの台数である。

環境の保全及び創造のための措置

資材・製品・人等の運搬・輸送に伴う自然との触れ合いの場への影響を可能 な限り低減するため、以下の措置を講ずることとする。

- ・車両の点検・整備:運搬車両の点検・整備を適切に行う。
- ・工程の平準化:定期点検時の関係車両及び燃料輸送の車両については、工程 の平準化を図り、効率的(台数・時間の削減、一度の輸送量を可能な限り 大きくするなど)な運行に努める。
- ・作業員教育:工事車両の運転者へは、不要なアイドリングや空ふかし、過積 載や急加速等の高負荷運転をしないよう指導・教育する。
- ・低排出ガス認定車両・低燃費車の採用:供用時車両は、低排出ガス認定車両 や低燃費車(燃費基準達成車)の採用に努める。

評 価

●回避・低減に係る評価

環境保全措置として、運搬車両の定期的な点検・整備、定期点検時の関係車 両及び燃料輸送の車両の工程の平準化、効率的な運行に努めること、作業員へ の指導・教育、低排出ガス認定車両や低燃費車(燃費基準達成車)の採用に努 めることにより振動の抑制が図られていることから、資材・製品・人等の運搬・ 輸送に伴う自然との触れ合いの場への影響は、実行可能な範囲内で影響の低減 が図られているものと評価する。

事後調査計画

- (1) 調査項目:資材等の運搬に伴う振動レベル(L10)、交通量、供用時車両 (台数・走行経路)、自然との触れ合いの場の状況
- (2) 調査方法:交通量…「8.2 騒音」の現地調査の方法に準拠

定期点検時関係車両…現地確認調査及び記録の確認並びに必 要に応じてヒアリング調査を実施

自然との触れ合いの場…/現地踏査により調査地点において、 利用者数、利用者の属性、利用内容を把握する。

(3) 調査地域等:交通量…供用時車両の走行を計画している3地点(地点1~3)

供用時車両…計画地内

自然との触れ合いの場…向洋海浜公園、長浜、蒲生干潟

(4) 調査期間等:施設の稼働が定常状態になった定期点検時(2024年8月)

の1回

- (1) 調 査 項 目:環境保全措置の実施状況(供用後)
- (2) 調査方法:現地確認調査及び記録の確認ならびに必要に応じてヒアリン

グ調査を実施する方法

- (3) 調查地域等:計画地内
- (4) 調査期間等:施設の稼働が定常状態になった定期点検時(2024年8月)の

1 回

第 10-1 表(25) 環境影響評価総括表 (廃棄物等、廃棄物:工事による影響ー掘削等及び建築物等の建築)

環境影響要素 廃棄物等:廃棄物

環境影響要因 工事による影響 (掘削等及び建築物等の建築)

現況

現況調査は実施しない。

「建設リサイクル推進計画 2014」における平成 30 年度目標値

アスファルト・コンクリート塊(再資源化率)・・・99%以上 コンクリート塊(再資源化率) ・・・99%以上 建設発生木材(再資源化率・縮減率) ・・・95%以上 建設汚泥(再資源化率・縮減率) ・・・90%以上 建設混合廃棄物(排出率) ・・・3.5%以上

(再資源化率・縮減率) ・・・60%以上 建設廃棄物全体 ・・・96%以上

建設発生土(有効利用率)・・・80%以上

予測結果

発生する廃棄物の総量は33,790t、再資源化量は33,460t(再資源化率99.0%)と予測される。

(単位:t)

			(+
項目	発生量	有効利用量	最終処分量
汚泥 (主に杭工事汚泥)	33, 100	33, 100	0
廃油	40	40	0
廃アルカリ	80	0	80
廃プラスチック	140	112	28
木くず	54	54	0
紙くず	18	15	3
金属くず	102	102	0
ガラスくず、陶器くず	202	0	202
がれき類(既存側溝他)	54	37	17
燃え殻	0	0	0
Λ ∋l.	33, 790	33, 460	330
合 計		(99.0%)	

注: 廃棄物の種類は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号) に定める産業廃棄物の区分とした。

掘削工事等による発生土は約4.9万t発生し、場外へ搬出する残土は約3.6万t (再資源化率26.5%) と予測する。

(単位:万t)

土量区分	土量	備考
掘削工事等による発生土量	約4.9	
現場内流用土量	約1.3	原則、埋戻しに利用する。
場外搬出量	約3.6	
現場内流用による有効利用率	26.5%	

環境の保全及び創造のための措置

- 掘削等及び建築物等の建築に伴う廃棄物等の発生量を可能な限り低減するため、以下の措置を講ずることとする。
- ・加工品・完成品の採用:可能な限りメーカーの工場製作、組立品の割合を増 やすことにより、現地工事量を低減し、現地での廃棄物の発生抑制に努め る。
- ・非木質型枠の採用・再利用:コンクリート型枠はできるだけ非木質のものを 採用し、計画的に型枠の再利用に勤める。
- ・一般廃棄物の分別:工事現場で発生した一般廃棄物についても分別収集を行い、リサイクル等再資源化に努める。
- ・環境負荷低減に資する物品等の調達・使用:工事に際して資材・製品・機会等を調達・使用する場合には、環境負荷の低減に資する物品等とするように努める。
- ・場外搬出土の有効利用:場外搬出土は他現場への流用を検討し、可能な限り 発生土の有効活用に努める。
- ・産業廃棄物の適正処理:産業廃棄物の種類ごとに専門の産業廃棄物処理業者 に委託して適正処理を行う。

評価

●回避・低減の評価

環境保全措置として、加工品・完成品の採用、非木質型枠の採用・再利用、一般廃棄物の分別、環境負荷低減に資する物品等の調達・使用を実施すること、場外搬出土の有効利用及び産業廃棄物の適正処理により廃棄物等の減量・再利用等が図られていることから、掘削等及び建築物等の建築に伴う廃棄物等への影響は、実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと評価する。

●基準や目標との整合性に係る評価

建設廃棄物全体の再資源化率は99.0%であり目標値96%以上に適合している。 一方、建設発生土の有効利用率は26.5%であり、80%以上を満足していないこと から、実際の工事にあたっては、建設発生土の有効利用に向けた取組みが必要 である。

事後調査計画

- (1) 調査項目:掘削等に係る残土及び建築物等の建築に係る廃棄物
- (2) 調査方法:工事記録の確認並びに必要に応じてヒアリング調査を実施して、発生量、処理方法及び再資源化の状況を確認する方法。
- (3) 調査地域等:計画地内
- (4) 調査期間等:工事期間全体(2020年12月~2023年8月)を予定
- (1) 調査項目:環境保全措置の実施状況(工事中)
- (2) 調査方法:工事記録の確認並びに必要に応じてヒアリング調査や現地確認 調査を実施する方法。
- (3) 調査地域等:計画地内
- (4) 調査期間等:工事期間全体(2020年12月~2023年8月)に1回を予定

第 10-1 表(26) 環境影響評価総括表 (廃棄物等、水利用:供用による影響ー施設の稼働)

廃棄物等:廃棄物の発生及び水利用 環境影響要因 供用による影響 (施設の稼働) 現 況 予測結果 環境の保全及び創造のための措置 現況調査は実施しない。 ●廃棄物の発生 施設の稼働に伴う廃棄物の発生量及び水の利用量を可能限り低減するため、以下の 施設の稼働に伴い発生する廃棄物の総量は12,811t、再資源化量は10,510t(再資源化率82%)と予測される。 措置を講ずることとする。 ・燃焼灰については、適切な産業廃棄物処理事業者に委託しての最終処分場での埋立 単位(t/年) を行うことを基本に考えているが、セメント原料、土木工事の路盤材などへのでき る限りの再生利用を行う。 項目 発生量 有効利用量 最終処分量 主な有効利用用途 ・廃プラスチック類、紙くず、木くずなどに可能な限り分別回収し、適切なリサイク · 排水処理汚泥等 汚泥 ル事業者に委託して燃料や原料として再生利用する。 ・ガラスくずは、蛍光灯、ナトリウム灯を寿命の長い LED に可能な範囲で更新するこ •油系統配管洗浄油 約8 約8 バイオディーゼル油、再生油、 廃油 とにより発生量の低減を図る。 含油ウェス (100%)石鹸として有効利用する。 ・ボイラ水については可能な限り循環利用する。 廃アルカリ ・節水型のトイレを設置するなど生活排水の節水に配慮する。 廃プラスチ 発泡スチロール 約1 約1 リサイクル燃料の原料として ・雨水を緑地に散水するなど雨水や処理水の利用に配慮する。 評 価 ック ビニール等 (100%)有効利用する。 ●回避・低減の評価 金属くず _ 環境保全措置として、燃焼灰はセメント原料、土木工事の路盤材などへのできる限 ガラスくず 約1 0 約1 • 保温材 りの再生利用を行うこと、廃プラスチック類、紙くず、木くずなどに可能な限り分別 陶器くず (0%)回収し、燃料や原料として再生利用すること、ガラスくずは、蛍光灯、ナトリウム灯 ・コンクリート 約1 約1 0 土木資材、路盤材等として有 を寿命の長い LED に可能な範囲で更新すること、ボイラ水については可能な限り循環 がれき類 •アスファルト破片 (100%)効利用する。 利用すること、生活排水の節水に配慮すること、雨水や処理水の利用に配慮すること 焼却炉等の底に溜 約 2,400 約 1,800 セメント原料、土木資材、路 により、廃棄物等の発生の抑制が図られていることから、廃棄物等の影響の範囲及び 燃え殻 程度について実行可能な回避・低減が図られているものと評価する。 (75%)盤材等として有効利用する。 まる焼却灰等 ●基準や目標との整合性に係る評価 集塵機で集めた焼 約10,400 約8,700 約1,700 路盤材等として有効利用す ばいじん 廃棄物全体の再資源化率は、再資源化率82%と予測された。したがって、「仙台 却灰等 (84%)る。 市環境基本計画におけるごみの資源化率にかかる定量目標(35%)」を満足する。 約10,510 約2,301 事後調査計画 合 計 約12,811 (82%) (1) 調査項目:施設の稼働に伴う廃棄物及び水の利用 (2) 調査方法:廃棄物発生量及び水の利用量の実績を整理する方法。 (3) 調査地域等:計画地内 ●水利用の状況 (4) 調査期間等: 定常的な活動となることが想定される時期 事業計画の供用時の水利用は、生活用水が日最大で10t/日、プラント用水が600t/日であることから、1日当 (2023年9月~2024年8月の1年間)を予定 (1) 調査項目:環境保全措置の実施状況(供用後) り 610t/日であり、年間最大日数 366 日を乗じると、年間の水利用量は 223, 260t と予測される。 (2) 調査方法: 工事記録の確認並びに必要に応じてヒアリング調査や現地確認調査を 単位(t/年) 実施する方法。 項目 生活用水 プラント用水 合計 (3) 調査地域等:計画地内 (4) 調査期間等: 定常的な活動となることが想定される時期(2023年9月) 年間使用量 3,660 219,600 223, 260 以降の1回を予定

第 10-1 表(27) 環境影響評価総括表(温室効果ガス等:工事による影響ー資材等の運搬)

環境影響要素 温室効果ガス等:二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素 環境影響要因 工事による影響(資材等の運搬)]						
現況			予測;	結果			環境の保全及び創造のための措置
現況調査は実施しない。	●温室効果を 資材等の過 と予測される	重搬に伴う温室を			一酸化二窒素	(i) は、4,472.0t-CO ₂	資材等の運搬に伴う温室効果ガスの排出量を可能な限り低減するため、以下の措置を講ずるこ
		車種	区分	排出量 (t)	地球温暖化 係数	温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)	民家近傍を走行する工事関係車両台数を低減する。 ・工事用車両の点検・整備を適切に行う。 ・工事に伴い発生する掘削土は、できる限り計画地内で有効利用することにより、残土運搬車両台数を削減する。
			二酸化炭素	4, 175. 94	1	4, 175. 9	・工事車両の運転者へは、不要なアイドリングや空ふかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷
	工事によ	車両の走行	メタン	0. 10	25	2. 5	運転をしないように指導・教育する。
	る影響		一酸化二窒素	0. 22	298	65. 6	○資材等の運搬に伴う海上輸送船舶の航行
	(資材等		温室効果ガス				・全体的な船舶の航行席数を削減するため、効率的な運行(席数・航行時間の削減)に努める ・停泊時は極力機関を停止し、不要な排ガスを排出しないように、輸送業者を指導する。
	の運搬)	海上輸送船 舶の航行	(二酸化炭素 換算)	227. 95	1	228. 0	・船舶の運航に当たっては、航行速度の最適化に努め、高負荷運転をしないよう、輸送業者を指導・教育する。
			<u> </u>	1		4, 472, 0	評価 ●回避・低減に係る評価
							環境保全措置として、大型機器は可能な限りメーカーの工場で組立てによる工事関係車両台数の低減、工事用車両の適切な点検・整備、工事に伴い発生する掘削上の有効利用による残土運搬車両台数の削減、運転者への指導・教育及び車両の点検・整備により温室効果ガスの抑制が図られている。また、船舶の航行に関する環境保全及び創造のための措置として、効率的な運行による船舶の航行席数の削減、停泊時における機関の停止、航行速度の最適化等の温室効果ガス排出量の削減が図られている。したがって、資材等の運搬に伴う温室効果ガスの排出量は、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。 ●基準や目標との整合性に係る評価 大型機器は可能な限りメーカーの工場で組立てによる工事関係車両台数の低減、工事用車両の適切な点検・整備、工事に伴い発生する掘削土の有効利用による残土運搬車両台数の削減、車両の運転者への不要なアイドリングや空ふかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしないような指導・教育及び車両の点検・整備により温室効果ガスの抑制が図られている。また、船舶の航行に関する環境保全及び創造のための措置として、効率的な運行による船舶の航行席数の削減、停泊時における機関の停止、航行速度の最適化等の温室効果ガス排出量の削減が図られている。したがって、「工事車両や・機器等のアイドリング・ストップや維持管理より騒音の発生防止に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する」という目標との整合が図られているものと評価する。 事後調査計画 (1) 調査項目:資材等の運搬に伴う二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量と推定する方法(3) 調査均に第一次で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

第 10-1 表(28) 環境影響評価総括表(温室効果ガス等:供用による影響ー施設の稼働)

環境影響要素 温室効果ガス等:二酸化炭素 環境影響要因 供用による影響 (施設の稼働)									
現況	予測結果						環境の保全及び創造のための措置		
現況調査は実施しない。	●温室効果ガス 施設の稼働に		ガスの削減	量(系統電力の代	弋替分)は、280,8	施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量を可能な限り低減するため、以下の措置を講ずることとする。 ・定期的な設備の点検・整備等を行うことにより、発電効率 40.0%以上の維持に努める。			
	項目	送電端出力 (KWh)	稼働率 (%)	年間発電量 (kWh/年)	代替原単位 (t-CO ₂ /kWh)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂ /年)	評価 ●回避・低減に係る評価 環境保全措置として、定期的な設備の点検・整備等を行うことにより、発電効率 40.0%以上の維持に努めることにより、温室効果ガス排出量の抑制が図られている。 したがって、施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量は、実行可能な範囲内で影響の低減が		
	二酸化炭素	66,000	92	531, 907, 200	-0.000528	-280, 847	図られているものと評価する。		
	注:1.年間の)稼働率は92%で	で算出した。				事後調査計画		
	2. 2018 4	手度の東北電力	排出実績(速報値)は下記の	のサイトから引用	した。	(1) 調査項目:施設の稼働に伴う二酸化炭素の排出量 (2) 調査方法:軽油・ガソリン等の液体燃料使用量や車両の台数に基づき、二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を推定する方法 (3) 調査地域等:計画地内 (4) 調査期間等:定常的な活動が想定される2023年度9月以降の1年間(2023年9月~2024年8月の1年間)を予定 (1) 調査項目:環境保全措置の実施状況(定期点検時) (2) 調査方法:記録の確認並びに必要に応じてヒアリング調査を実施する方法 (3) 調査地域等:計画地内 (4) 調査期間等:定常的な活動が想定される2023年9月以降の1回を予定		

第 10-1 表 (29) 環境影響評価総括表 (温室効果ガス等:供用による影響 - 資材・製品・人等の運搬・輸送)

環境影響要素 温室効果ガス等:二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素 環境影響要因 供用による影響(資材・製品・人等の運搬・輸送)							
		予測結果					環境の保全及び創造のための措置
現況調査は実施しない。	●温室効果な 資材・製品	-	搬・輸送に伴う温室	効果ガスの排出	出量は、19,10	06. 2t-C0₂/年である。	資材・製品・人等の運搬・輸送に伴う温室効果ガスの排出量を可能な限り低減するため、以下の措置を講ずることとする。 ○資材・製品・人等の運搬・輸送に伴う車両の走行
	車種		区分	排出量(t)	地球温暖 化係数	温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂ /年)	・運搬車両の点検・整備を適切に行う。 ・定期点検時の関係車両及び燃料輸送の車両については、工程の平準化を図り、効率的(台数・時間の削減、一度の輸送量を可能な限り大きくするなど)な運行に努める。 ・車両の運転者へは、不要なアイドリングや空ふかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷
	工事によ	±==	二酸化炭素	314. 85	1	314.9	運転をしないように指導・教育する。○資材・製品・人等の運搬・輸送に伴う海上輸送船舶の航行
	る影響	車両の 走行	メタン	0. 01	25	0.3	・全体的な船舶の航行席数を削減するため効率的な運行(席数・航行時間の削減)に努める
	(資材・	た1」	一酸化二窒素	0.01	298	3.0	・停泊時は極力機関を停止し、不要な排ガスを排出しないように、輸送業者を指導する。
	製品・人 等の運 搬・輸送)	海上輸送 船舶の 航行	温室効果ガス(二酸化炭素換算)	18, 788. 00	1	18, 788. 0	・船舶の運航に当たっては、航行速度の最適化に努め、高負荷運転をしないよう、輸送業者を指導・教育する。 評価 ●回避・低減に係る評価
			計			19, 106. 2	環境保全措置として、運搬車両の定期的な点検・整備、定期点検時の関係車両及び燃料輸送の車両の効率的な運行に努めること、作業員への指導・教育に努めることにより、温室効果ガス排出量の抑制が図られている。また、船舶の航行に関する環境保全及び創造のための措置として、効率的な運行による船舶の航行席数の削減、停泊時における機関の停止、航行速度の最適化等の温室効果ガス排出量の削減が図られている。したがって、資材・製品・人等の運搬・輸送に伴う温室効果ガスの排出量は、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。 事後調査計画 (1) 調査項目:資材・製品・人等の運搬・輸送に伴う二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量 (2) 調査方法:軽油・ガソリン等の液体燃料使用量や車両の台数に基づき、二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を推定する方法 (3) 調査地域等:計画地内
							 (4) 調査期間等:定常的な活動が想定される 2023 年 9 月以降 1 年間 (2023 年 9 月~2024 年 8 月の 1 年間)を予定 (1) 調査項目:環境保全措置の実施状況(定期点検時) (2) 調査方法:記録の確認並びに必要に応じてヒアリング調査を実施する方法 (3) 調査地域等:計画地内 (4) 調査期間等:定常的な活動が想定される 2024 年 8 月の定期点検時の 1 回を予定